

平成26年～令和元年分 提案募集方式データベース

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|-------------|---------|--------------|---|--|---|---|---|
| H29 | 1 | 11.その他 | 一般市 | 山鹿市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法施行規則第15条第2項 | 地方自治法施行規則に定める歳出予算額の義務付けの規制緩和 | 地方自治体の歳出予算の節について定めた地方自治法施行規則第15条第2項(節)の区分は、別記のとおり定めなければならないの規定について、地方自治体において任意の節の設定が可能な制度とする。 | 現行、地方自治法施行規則において、歳出予算の執行科目(節)が義務付けられている。このため、地方自治体の財政状況を把握するために総務省が実施する地方財政状況調査(決算統計)その他予算・決算関連事務において、当該執行科目を当該調査項目に応じて分析する必要がある。【決算統計上の分類(地方自治法上の節)】人件費(給料、職員手当等)、物件費(賃金、旅費、耐用費等)、補助費等(雑費、投資費のうち保険料、負担金等)、普通建設事業(給料、職員手当等、委託料、工事請負費等)等。また、近年、財政のマネジメント強化のため、総務大臣から統一した基準による地方公会計の整備促進、具体的には固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成、予算編成等への積極的活用が要請されている。固定資産台帳や複式簿記の運用に当たっては、歳出予算の執行科目(節)を複式簿記上の収益的支出と資本的支出に分析する必要がある。両事務とも、ICTを活用することで、分析の省力化が図られるもの、分析そのものの削減には至っておらず非効率的な面がある。 | |
| H29 | 2 | 11.その他 | 一般市 | 空閑市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 公職選挙法第13条第1項 | 市内における衆議院議員小選挙区の区割りの見直し | 空閑市は、平成18年3月に旧空閑市、旧友部町、旧岩間町の1市2町が合併し1つの自治体となったが、衆議院議員小選挙区の区割りは、旧空閑市の区域が1区、旧友部町と旧岩間町の区域が2区になっており、空閑市に2つの選挙区が存在している。これを1つの選挙区となるよう区割りの見直しを要望する。 | 投票所及び開票所ともに、1区と2区に分けて設置及び開票を行わなければならない、選挙事務全般において、煩雑な事務となっている。期日前投票では、選挙区ごとの投票所での投票を行わなければならない、旧空閑地区の市民が本庁舎(旧友部町)で投票をしようとしても、選挙区が違いため、投票できない。市民から見れば、同一市内でなぜ期日前投票ができないのか、不満が出ている。選挙人が市内で住所変更を行った際に、選挙区の変更が生じることがあり、混乱をきたすことがある。 | |
| H29 | 3 | 11.その他 | 都道府県 | 神奈川県 | 内閣府、総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第24条の2第1項、第3項 | 公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直し | 公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡便化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。 | 公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任にあり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)といふ、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えようとしている。 | |
| H29 | 4 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 神奈川県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準第11条 | 児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和 | 保育所における外部搬入については5年以上前から特等区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてほしい。外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。 | 児童発達支援事業等には非営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているため、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としているところから、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を認め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。 | 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部調査委員会の次回評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 5 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 神奈川県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4 建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2 | 建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなかつたこととされている建設業法その他の書類の都道府県知事事務の廃止 | 国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなかつたこととされている建設業法その他の書類の都道府県知事事務の廃止を所管の地方整備局等に一本化することを求める。 | ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)にも及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 ・許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。 ・国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあっては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあっては収入印紙を書類に貼付して提出することになっているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って収入印紙を貼付して提出されたケースが発生している。 ・都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受け、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。 | 【国土交通省】 (3)建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る事務経路(建設業法(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 6 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 岡山県、中国地方知事会 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 林業種苗法第24条 | 林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和 | 林業種苗法によるスギ苗木の配布区域指定に係る規制緩和 | 林業種苗法により、スギ苗木の配布区域が指定され、広域での少花粉苗木の融通が制限されている。そのため、育苗が進まない地域で少花粉苗木による造林が進まないなど花粉生産対策が滞っている。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容 | |
|-----|---------|---------------|---------|-------------|-----------|--------------|---|-----------------------------------|---|--|---|--|
| H29 | 7 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 小都市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号 介護保険法施行令第42条 | 後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入 | 後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。 | 後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の各算額が」年金受給額の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。この「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額の方が高額であっても考慮されない」。このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。 | | |
| H29 | 8 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 島根県、中国地方知事会 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) | 多面的機能支払交付金実施要綱 | 多面的機能支払交付金実施要綱 | 日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえで、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。 | 島根県の中山間地域においては、水路系統ごとに多面的機能支払の活動を行っていることが多く、県内における活動組織の3割が10ha未満の活動組織となっている。これら小規模な活動組織においては、高齢化に伴い役員又は事務担当者を確保できず活動をとりやめる組織の発生が心配されるため、対応策の1つとして組織の合併を推奨している。現状では、広域化の前段階として、近隣組織との小規模な合併をまずは行うケースが多くなっている。一方で、小規模な合併でも合併に係る調整や会合に係る経費は広域合併と同様にかかっているが、現行制度では、活動組織が大規模な合併をする際に助成を受けられる制度となっており、また多面的機能支払交付金実施要綱(別添5)広域活動組織第3規模2において、「地域の状況によっては100ha以上200ha未満の範囲で協定の対象と区域の規模を別に定めることができる」とされているため、後継県では「要綱基本方針」において、生産条件の不利な農用地等の要件を満たす場合は、広域協定の対象とする区域を下限の100haと定めているが、それでも組織の合併に際して、面積要件がクリアできていない状況である。 | |
| H29 | 9 | 06.環境・衛生 | 中核市 | 長崎市 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号 | 一般廃棄物(尿尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和 | 一般廃棄物(尿尿)の収集運搬等を委託する場合に、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。 | 一般廃棄物(尿尿)の収集業務を委託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託せず市自身が納付書を送付し払い込ませる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの期間が長くと、また利用者(市)が直接対応しないことで支払に対する義務感が薄くなり、また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人件費や交通費を積算する必要があり、経費が高くなる。なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿尿回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みがあり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要がないものとする。 | | |
| H29 | 10 | 01.土地利用(農地除く) | 中核市 | 長崎市 | 警察庁、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大 | 駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大 | 駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。 | 駐車場の駐車面積が500㎡以上である路外駐車場においては、駐車場法施行令第7条第1項より、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」などについて出入口の設置が制限されている。長崎市においては、市内中心部の商業地などにおいて、路面電車の停留場の間隔が狭く、また、路面電車停留場については、安全地帯と定義されていることから、軌道に面した多くの区域が、駐車場出入口を設けることができない区域となっている。長崎市中心部の思案橋電車付近において、建設当時は適法で整備されたが、電停の延長が行われた結果、現在、既存不適合建築物(駐車場として使用中)となっている路外駐車場がある。当該駐車場においては、変更届けが必要な改良(駐車台数の変更等)又は再度路外駐車場として増設等が発生した場合、出入口に関する技術的基準の要件を満たさない。今般、建築物の更新を計画する時点で、路面電車の停留場が支障となり、駐車場の技術的基準を満たす箇所がなく、駐車場の設置や計画自体が困難なケースが想定される。それぞれの地域の事情に柔軟に対応できるように、道路管理者及び交通管理者の意見を伺ったうえで、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」についても、駐車場法施行令第7条第2項の適用除外の対象となるよう制度の緩和が必要と考える。 | 6【国土交通省】 (15)駐車場法(昭32法106) 道路の左側から5.5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令第7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の内側かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。 | |
| H29 | 11 | 05.教育・文化 | 中核市 | 長崎市 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 学校施設環境改善交付金交付要綱 | 長寿命化推進のための補助対象範囲の拡大 | 公立学校施設の大規模改造(老朽)において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大すること。 | 公立学校施設の大規模改造において、外壁改修工事、屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。そのため、躯体の長寿命化に大きく影響する屋上防水事業等について、外壁改修工事と同時に施工ができず、足場工に係る工事費が分岐し、非効率となっている。 | | |
| H29 | 12 | 01.土地利用(農地除く) | 一般市 | 舞鶴市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第15条第1項第2号 | 区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲 | 都市計画法第15条第1項第2号に規定の区域区分に関する都市計画について、定める者を市町村とすること | ①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見をもった市民がいるとしても、区域区分の設定は京都府が行うため、市としては、そうした意見に限定した回答しかできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係部署との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の設定は必要ないと考えられる。 | | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|------|---------------|--------------|--|---|--|--|---|
| H29 | 19 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 豊田市 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第二の項第1に係る主務省令第13条第2号に記載されている事項を処理するために情報連携できる特定個人情報、道庁民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られ、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いします。 | 予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないに認められる要件も市町村の裁量に委ねられている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報も踏まながら、判断してはならないと考えられる。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができない、生活困難者と認定される者による予防接種費用を負担できないこととなるため、接種率の低下が起り、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果も減弱する。また、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を踏まえて、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。 | 6【内閣府(30)【総務省(15)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事例(別表2の16)の2については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事例別表2(18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 |
| H29 | 20 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 豊田市 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第二の項第1に係る主務省令第12条の2に記載されている事項を処理するために情報連携できる特定個人情報情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。しかし、予防接種の実施に当たり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者から、60歳以上65歳未満の対象者認定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いします。 | 予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者認定を行うに当たって適切であると考えられる。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提出してもらうには住民にとって負担である。また、厚生労働省のホームページ「ワンストップe&I」には、対象者要件の最終に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当し」と記載されているにもかかわらず、情報照会できないのは矛盾している。 | 6【内閣府(15)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事例(別表2の16)の2については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事例別表2(18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 |
| H29 | 21 | 09.土木・建築 | 中核市 | 豊田市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路法施行規則第4条の5の5 | 地方自治体の裁量により健全性に応じた効率的な橋梁架設を可能とする点検手法・頻度の弾力化・事務の簡素化 | 初回点検を除く近接目視点検結果の健全性が1と診断された橋梁(梁橋、跨道橋を除く)については、健全性に応じ地方自治体の裁量で適切にスケルトンで点検し、また小型無人機の新技術を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、道路法施行規則第4条の5において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。 | 点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果が固まった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に固まった補修の実現しなればならない。また、点検だけでなく補修にも人員が不足する。また、点検にあたっては近接目視によることを基本としているため、橋梁の部材の種類上、点検車等の目の見届が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。 豊田市では、約1,200件の橋梁を管理しており、年間約240件の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進むこと以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じた点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。 例えば、初回点検を除く近接目視点検結果で健全性が1と判定された橋梁(橋トシネル天井剥落下事故のように第三者被害を招くような橋梁、構造や材料が劣化している橋梁)については、自然劣化や地盤の沈下などによる劣化が顕著でない限り、橋梁点検全体の質が低下しない範囲内で、当該橋梁の健全性に応じて地方自治体の裁量で点検頻度を定められるように、点検手法についても近接目視以外の方法(例えば、小型無人機等での映像確認等)を取り入れることが可能となるようにしたい。 | 6【国土交通省(7)】 (12)道路法(昭27法180) (1)地方公共団体に点検等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その効果を確認するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現行、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指す。技術検証を要する。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施場面での支援として、地域一括点検の一部の費用促進を図る。 ・橋梁の点検(施行規則第4条の5)を含む定期点検の1日1方については、平成26年度から開始した5年1回の定期点検の方式を踏まえ、平成29年度中に専門家の意見の聴取を方法し、国民の安全確保を前提とし、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見が聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。 |
| H29 | 22 | 11.その他 | 中核市 | 豊田市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 水道法 | 水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化 | 水道法において、区域内から給水区域の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から水道管の新設または施設の増設に多大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。 | 山間部にある事業所から給水区域の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かた。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の動員装置3,000万円(ワンコンポスト)別設)を新設する計画がある。 | 6【厚生労働省(13)】 (13)水道法(昭31法177) 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせ、省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手段及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引きを改正するなどの方法により、具体的なかつ詳細な手続及び許可基準を地方公共団体に周知する。 |
| H29 | 23 | 10.運輸・交通 | 施行時特例市 | 上越市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路運送法施行規則第51条の9 道路運送法施行規則第4第1項第6号 市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年国土省第141号) 自家所有有償客運送についてよくあるご質問 | 市町村運営有償運送における申し込み車両の使用を可能にする | 市町村運営有償運送で使用する車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を使用することができるとして頂きたい。 | 自家所有有償運送(市町村運営有償運送(交通空白地)の実施にあたって、市町村は、運送に必要な自動車を手配保有することとされているが、保有車両が不足でない突発的な事態は想定されず、これに代替するたの予備車両を保有することは効率的ではなく、また、車検などにより定期的に運送に使用する自動車が使えなくなる期間もあるため、特に通常運行する車両の代替車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を用いることも可能として頂きたい。 | 6【国土交通省(6)】 (6)道路運送法(昭26法183) (a)自家所有有償客運送(78条)に係る運行委託先の企業等や個人からの申込み車両の使用については、市町村が主体となる自家所有有償客運送において使用可能であることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(平成29年8月31日付国土交通省自動車局長通知)】 (a)自家所有有償客運送に係る運行委託先の旅客自動車運送事業者の事業用車両については、本来の事業の用に供することを妨げない範囲で持ち込むことが可能であること及びその場合の留意点を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 |
| H29 | 24 | 11.その他 | 一般市 | 中津川市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 | 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 | 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準において、包括承認事項に該当する条として、第2(1)①において「経過年数が10年以上」とあるところを、「概ね10年」への改正である。 しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2(1)①において、包括承認事項に該当するに経過年数が10年以上の定めがあるため、30年間で整備した設備を10年経過した時点で区分して譲渡しなければならず、財産の区分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間企業の分担が困難なことから、整備施設全てが10年を経過するのを待つ譲渡しなければならない。 については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づき各自各府の長の承認について」とのり、「概ね10年」とし、一部の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。 | 当市では平成19～21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して市全域に光ファイバ網を整備し、市民に対して民間業者がインターネットサービスを提供しているが、維持管理費が使用料を上回る公共負担が重く削減できず、初期整備より10年を経過するタイミングで、引き続きサービス提供してもらいたい条件に、設備を現サービス提供会社は無償譲渡する予定である。 しかし、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2(1)①において、包括承認事項に該当するに経過年数が10年以上の定めがあるため、30年間で整備した設備を10年経過した時点で区分して譲渡しなければならず、財産の区分けや、その間の設備維持において市と譲渡先である民間企業の分担が困難なことから、整備施設全てが10年を経過するのを待つ譲渡しなければならない。 については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第2(1)①において、経過年数が「10年以上」とあるのを、「補助金等適正化法第22条の規定に基づき各自各府の長の承認について」とのり、「概ね10年」とし、一部の設備については10年に満たなくても包括承認事項に該当するものとしていただきたい。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---------|-------------|--------------|--|------------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| H29 | 25 | 03.医療・福祉 | 町 | 長洲町 | 文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱 | 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和 | 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和 | 本市では、保護者の就業状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるように、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも知識が浅く、種別が異なるためである。放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教員を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。現在は1月1回程度一休型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。厚生労働省は、放課後子ども総合プログラムにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一休型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上で課題として、人材の確保が困難(都府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考えられる。現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考えられる。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 26 | 09.土木・建築 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 住宅前地総合整備事業制度要綱第25項第1号イ及び第7項第1号 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2号第2号、第3号、第6号、第11号及び第12号第4号 | 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件の緩和 | 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助について、「ただし、地域コミュニティ(維持・再生の用途に10年以上活用されたものであること。)(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12号第4号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。 | 【岡山市の事例】 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティの維持再生に10年間活用することが付されている。この条件は、空き家の場所、地域性、町内会等の協力が大きく左右され、かつ改修後10年間の利用計画を考慮する必要があり、所有権によって条件が異なる傾向が高い。結果、平成27、28年度の実績はなく、町内会等への働きかけを強化したとしても、補助事業の効果は限定的である。一方、空き家の改修及び利活用は、特定空家の増加を防ぐ観点からも重要であり、単独事業として、1年以上の空き家に対して、地域コミュニティの維持再生の条件をはずし、前償診断や改修後住宅として利活用する等の一定の条件を付した上で、補助を行っている。本事業についての利用件数は増加しており、補助申請者が当初見込みを超え、申請を見送ったケースが発生している。(平成28年度補助実績10件、申請を見送ったケース11件) | |
| H29 | 27 | 03.医療・福祉 | 町 | 長洲町 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号) | 保育所等における保育士の配置基準の緩和 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和29年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準において、年度初日の前日と定めている児童の年齢基準日を実年齢に近づけることも可能となるよう緩和を求めている。 | 保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府令第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例年は、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳に達したとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならない。保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就業などによる就労家庭の増加の中、中高年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所については、非常に厳しい状況となっている。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 28 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 宮崎県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・地域医療介護総合確保基金管理運営要綱 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条(都道府県計画) | 地域医療介護総合確保基金の地域事情に応じた要件緩和 | 地域医療介護総合確保基金の育成に係る事業において対象となる専門職の要件緩和を求めている。 | 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定されているため、地域の実情を踏まえた取組みに支障をきたしている。雨町村が実施する地域ケア会議において、当初のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が不可欠であるが、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として管理栄養士、歯科衛生士が対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。今後、ますます高齢者が増えていく状況を鑑み、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|-----------------------------------|-----------|--------------|--|---|---|--|---|
| H29 | 29 | 07.産業振興 | 施行時特例市 | 宮崎市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 卸売市場法第2条第2項 | 小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法規制について、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。 | 場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法規制について、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。 | 【提案の背景】 産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場は、地方卸売市場に比べて取扱量が減少し、地方卸売市場に代表される大規模市場への集約化が進んでいるため、地方卸売市場の取引量が減少する一方となっている。買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場と比較して知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。 【支障事例】 一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎え、市民からも好評を得ている。一方で、本業の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規伸卸棟を計画し、伸卸とともに市民向けの小売もしたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により卸売市場とは卸売のために開設される市場となっており、伸卸業者等による庶民的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が告知より示されたため、計画が頓挫している状況である。本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的な運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。 | 【農林水産省】 (4)卸売市場法(昭46法35) 地方卸売市場の運用の取扱いについては、地方卸売市場内で小売活動を行うことを含め、都道府県知事が地域の実情を踏まえて調整して選定・支援を行うことを明確化するため、都道府県に改めて周知する。 【措置済み(平成29年9月28日付け農林水産省食料産業局食品流通課長通知)】 |
| H29 | 30 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 中津川市 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第百六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱 | 放課後児童クラブ開所日数要件の緩和 | 放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。 | 放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は244日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。 本市では、主に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブが不足しているため、平日(月～金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、習習やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所している日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニュースの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上の開所の場合と、200日～249日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合が同列に扱われている。 【参考】 2013年(平成25年)…土日祝121日/平日244日 2014年(平成26年)…土日祝123日/平日242日 2015年(平成27年)…土日祝123日/平日242日 2016年(平成28年)…土日祝122日/平日244日 | |
| H29 | 31 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 高知県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第6条の第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)実施要綱 | 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)の子ども預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げ施設においても預かりを可能とする | 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)の子ども預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げ施設においても預かりを可能とする | 【支障事例】 ファミリーサポートセンター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子ども預かりを行う場合は対象外となっている。しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態にやすいため、1:1でサービスを提供するファミリーサポートセンター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない、預かりの時間の柔軟性といった観点から、ファミリーサポートセンター事業を利用できるように必要がある。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの実態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が軽減ことから、ファミリーサポートセンター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。 | 【厚生労働省】 (3)子育て支援法(平24法65) (1)子ども子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(59第1号及び児童福祉法(昭46法14)第6条の第14項)の実施については、以下のおおむねの取扱いを可能とする。 ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能なことを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。 |
| H29 | 32 | 02.農業・農地 | 指定都市 | 神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | ○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条 | 農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。 | 農家住宅や農家後継者住宅の確保のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦割りが必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年以上の期間を要している。農業振興地域整備計画においては、「身近な農産物の場」たる児童発達支援センターが併設されている場合でも、上記のスケジュールが約1年近くも滞り込む状況である。 | 【農林水産省】 (3)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (3)児童発達支援(6条の2第2項)については、事務手続の迅速化を図るため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 ・市町村による農業振興地域整備計画の変更については、農業への新規移住者の促進、後継者の確保等の農業政策上の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行うことが可能である。 ・農業振興地域整備計画の案の公布(縦割(11条))については、その期間が「おおむね30日間」と定められており、市町村の判断により30日間よりも短い期間を設定することが可能である。 ・都道府県は、農業振興地域整備計画の変更協議等に係る標準処理期間を定め、手続の迅速化に努めることが望ましいこと。 ・農業振興地域整備計画の変更手続と農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)の手続を並行して進めることにより、農地転用許可までの期間の短縮が可能であること。 |
| H29 | 33 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 雲南市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第21条の5の18第3項児童福祉法に基づく指定通所支援事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数)第10条(設備基準) | 児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施 | 児童発達支援事業と放課後等デイサービスの人員配置基準について、定員数が少数である場合等には、両事業の事業所の人員、設備及び同一の施設での実施を認めていただきたい。 | 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。 | 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (18)児童発達支援(6条の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2第2項第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の関係(児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業者が兼務可能であること、設備を共用することが可能であること等を、地方公共団体及び事業者による全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。 |
| H29 | 34 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 雲南市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第21条の5の18第3項児童福祉法に基づく指定通所支援事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数) | サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し | 人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるように、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。 | 市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な農産物の場」たる児童発達支援センターが行われているため、十分な障害児発達支援が行われている。現状、その主たる要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。長期的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員を合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が薄くなる。事業者としては厳しい算定となっている。以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町の上記の人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるように、○ 本体事業所との連携により、サテライト事業所において、一定の教育の質を担保しつつ、小規模な形態にした運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示 または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるため、必要な制度の見直しを求めらる。 | 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (18)児童発達支援(6条の2第2項)については、利用児童数が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|-------------|---------|---------|---------|--------------|---|---|--|---|--|
| H29 | 39 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 栃木県 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 毒物及び劇物取締法第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3同法施行令第36条の7 | 原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲 | 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。 | 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造や輸入に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。 【所管事例】 ○厚生労働省 密法第4条第1項 ・原体の製造を行う製造業者 ・原体の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事 密法第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う輸入業者 一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするともに、登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。 また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申中内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、差違発生処理であるものと考える。 同様の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形状変更をしようとする者は、当該土地の形状の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同様の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定される。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれがないと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっており。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土壌汚染に基づく安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考え、工場の建設等による土地の改変にあたっては届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。 | 【厚生労働省】 (1) 毒物及び劇物取締法(昭25法303) 以下に掲げる事務(権限)については、都道府県に移譲する。事務の区分、個別法に規定する届出の届出等移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項) ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の届出等(19条1項から4項) |
| H29 | 40 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 栃木県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 土壌汚染対策法第4条第1項 | 土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止 | 土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人の踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形状変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とする。 具体的には、法施行規則で定める届出不要行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障がないと考える。 | 同様の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形状変更をしようとする者は、当該土地の形状の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同様の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定される。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれがないと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっており。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土壌汚染に基づく安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考え、工場の建設等による土地の改変にあたっては届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。 | 【環境省】 (4) 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形状変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林内において行われる治山工事や、環境影響評価など通常人が踏み入らないことが明か、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形状変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できる場合は当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 41 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 別府市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 1. 公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて(昭和48年10月30日 保案第42号+庁発第29号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知 | 公費負担医療における特例的な自己負担上限額の設定の廃止 | 公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額が適用されているが、この特例的な算定式を廃止し、健康保険法に定める高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。 | 公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用されている。 しかし、公費負担医療給付に高所得者が多くないことから、健康保険法に定める高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、この区分は同一計算を適用した場合に公費負担を軽減することができる。なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。 | 【厚生労働省】 (1) 健康保険法(大11法70) (2) 公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえて、その見直しが必要について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 42 | 08.消防・防災・安全 | 知事会 | 九州地方知事会 | 内閣府、総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条 | 大規模災害発生時に都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し | 大規模災害発生時に、県域を超えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法増七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めるとする旨、法的に明確化することを求める。 各支援担当員は、当該県内市区町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と県内市区町村の関係に係る規定はなく、県と市区町村が一体となって支援を行う法的基盤が確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口の県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市区町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当員へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市区町村職員10,373人、39.4%) | 【支障事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、震災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート」方式(被災市区町村と支援担当員を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び県内市区町村の復興・復興に向けた支援を行った。 各支援担当員は、当該県内市区町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と県内市区町村の関係に係る規定はなく、県と市区町村が一体となって支援を行う法的基盤が確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口の県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市区町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当員へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市区町村職員10,373人、39.4%) | 【内閣府(12)】【総務省(11)】 災害対策基本法(昭36法223) (1) 都道府県と域内の市区町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市区町村に対し災害発生時市長(町長)が災害時市長(町長)の応援を求めるとすることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 |
| H29 | 43 | 06.環境・衛生 | 知事会 | 九州地方知事会 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月4日環自計第208号、環境省第241号) | 動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加 | 環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備に係る補助金交付対象に、県と市区町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。 | 【支障事例】 大分県では、大分県と大分市(中核市)が共同して動物収容・譲渡対策施設を整備している。 (計画概要) 事業費は大分県、大分市が各々1/2を負担 ・平成28年度 設計業者選定、測量 ・平成29年度 地質調査、設計、建設 ・平成30年度 建設、供用開始 大分県及び大分市がそれぞれ独自の施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。 この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が物理的に区分される必要があり、不明確な場合は一方の自治体しか補助を受けられないとの指摘を受けている。 現行要綱により、県のみが補助を受けることになった場合は、市の負担金をその他の収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。 獣医師の確保等が課題の中で、地方の畜産工夫によりコスト低減を図る共同設置を案出したにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利益を被るおそれがある状況となっている。 | |
| H29 | 44 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 情報通信基盤整備推進補助金交付要綱 | 情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和 | 情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。 | 【支障事例】 情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に要する経費に限られ、維持管理に当たった自然災害等による修繕費等は対象外となっている。 台風常襲地帯で離島を抱える鹿児島県においては、施設・設備の設置後に大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市区町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---------|-------|--------------|---|--|--|--|--------------------------------------|
| H29 | 45 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域医療介護総合確保基金管理規則緩和 | 地域医療介護総合確保基金の事業対象の要件緩和 | 地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」の対象となる専門職に管理栄養士及び歯科衛生士を追加することを求める。 | 【支障事例】 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想により取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに限定されているため、地域の実情を踏まえた取組に支障をきたしている。 市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が不可欠である。 しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。 今後、ますます高齢者が増えていく状況に鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。 | |
| H29 | 46 | 02.農業・農地 | 知事会 | 九州地方知事会 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法第5条、附則第2項第3号 | 4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化 | 4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第33条(AXA)による保安用地取得を位置付けるなど、手続の簡素化を求めるもの。 | 【現況】 ○鹿児島県種子島に所在するAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、AXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約8.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で1.6haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 47 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健康発第0331001号 厚生労働省健康局長通知) 肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健康発第0331003号) | 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長 | 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。 | 【支障事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うこととなっているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならないが、受給者にとって負担となっている。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 48 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7 | 原体を製造(輸入)する毒物製剤製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲 | 原体を製造(輸入)する毒物製剤製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。 | 【現況】 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物製剤製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 [厚生労働大臣] ・原体の製造(輸入)を行う業者 [都道府県知事] ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入の業を行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録許可に係る副申を地方厚生局に行っている。 【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。 ・原体を製造(輸入)する毒物製剤製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録更新を急いでほしい旨の要請が寄せられている。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで見じこばない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 49 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 介護保険法 § 115の32、 § 115の33、 § 115の34 | 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受発等事務の都道府県から中核市への移譲 | 業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型又は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。 | 【現況】 [中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事業が生じた場合は、その時点で市口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経理を継承することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当県において、不正請求等による指定取消処分相当の可能性のある事業が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査を併用するなどするため、検査の実施までに相当の期間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連理制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 50 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡) | 特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市への移譲 | 特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。 | 【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等を含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。熊本県においては、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への組織的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の民生委員等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導票を受け取る取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|----------------------|---------------|--------------|--|--|---|--|--|
| H29 | 51 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 特別児童扶養手当等に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成29年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡) | 特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市へ移譲することを求める。 | 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求は事務連絡において道府県が行うこととされている。処分行(受給者)と当該処分に対する審査行(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが複雑になっている。また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分行が審査請求地とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なる状況。 | | |
| H29 | 52 | 03.医療・福祉 | 知事会 | 九州地方知事会 | 総務省、厚生労働省 | A 権限移譲 | 生活保護法第64条、65条 | 生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲 | 生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。 | 【支障事例】道府県内の審査行は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。)また、指定都市の処分に対する審査行が道府県であるとは、指定都市の受給者にとって分かりにくい(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。) | |
| H29 | 53 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担金について(平成26年5月26日厚生労働省発雇見0526第3号厚生労働事務次官通知) | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所要要件の見直し(母子保健法第20条による養育医療の給付) | 母子保健法第20条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 | 【支障事例】母子保健法第20条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できません。添付書類の削減に繋がらない。 | 6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (注)母子保健法(昭40)法14120条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表第2の70)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 |
| H29 | 54 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担金について(平成26年5月26日厚生労働省発雇見0526第3号厚生労働事務次官通知) | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所要要件の見直し(児童福祉法第20条による療育の給付) | 児童福祉法第20条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 | 【支障事例】児童福祉法第20条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できません。添付書類の削減に繋がらない。 | 6【内閣府(20)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (注)児童福祉法(昭22)法16420条1項に基づく療育の給付、同法22条1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表第2の16)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 |
| H29 | 55 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報の取扱い(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇見第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇第1218002号厚生労働事務次官通知) | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所要要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所施設設置費) | (1)児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所施設設置費の対象となる費用の徴収基準額の認定を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。 | 【支障事例】児童福祉法による児童入所施設設置費及び障害児入所施設設置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できません。添付書類の削減に繋がらない。 | 6【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】児童福祉法(昭22)法164及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25)法22022条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める旨(平成26年内閣府・総務省令)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|----------------------|---------------|--------------|---|--|---|--|--------------------------------------|
| H29 | 56 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害者法適正化)を行った場合の車庫等の取扱いについて(平成24年6月25日閣議第625第1号厚生労働省障害福祉課共通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の車庫等の取扱いについて(平成18年11月17日閣議第1117002号厚生労働省障害福祉課共通知) | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の上によるやむを得ない事由による措置) ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第12条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。 | 【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度より性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができない。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行って必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 | 6【内閣府(5)】【総務省(5)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(25法27)第19条 児童福祉法に基づく障害者支援施設又は障害者ホームへの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条第3号)を行った場合及び障害者入所措置(同法26条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(同法22条)の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報の提供が可能となる。地方税関係情報の提供を受けることとなる場合、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令(平成26年内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省：総務省及び厚生労働省) | |
| H29 | 57 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和25年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の車庫等の取扱いについて(平成18年11月17日閣議第1117002号厚生労働省障害福祉課共通知) | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条の四若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置) ①身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度より性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができない。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行って必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 | 【支障事例】 身体障害者福祉法第十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度より性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができない。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行って必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 | 6【内閣府(7)】【総務省(7)】【厚生労働省(12)】 身体障害者福祉法(24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(25法27)第19条 身体障害者福祉法に基づく障害者サービスへの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(同法22条)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報の提供が可能となる。地方税関係情報の提供を受けることとなる場合、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となる。当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 | |
| H29 | 58 | 11.その他 | 知事会 | 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第29条 ・老人福祉法第11条の規定による措置の実施に係る指針について(平成18年11月17日閣議第1117001号厚生労働省老健課共通知) | マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置) ①老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度より性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができない。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行って必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 | 【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされている。 当該事務は、番号別表第二に規定されているものの、措置制度より性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができない。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行って必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 | 6【内閣府(11)】【総務省(10)】【厚生労働省(19)】 知的障害者福祉法(同法35法7)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(25法27) 知的障害者福祉法に基づく障害者サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(同法22条)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することができる。地方税関係情報の提供を受けることとなる場合、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となる。当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 | |
| H29 | 59 | 11.その他 | 指定都市 | 岡山市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 地域再生法第5条、13条、同法施行令第9条、同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条。 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A | 地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化 ①新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めると。 ②継続申請については、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が概算時の総事業費と比較して、増減が±5%以内の場合と整理されている。(従来)計画の変更を伴わない部分と実施計画の変更を伴う部分に分かれ、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われること、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ③また、実施計画の経費の内訳がいつも増減となる場合は、総事業費に変化がなく、『事業費が増額する場合と判定され、申請に係る事業に於いては、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務業務等の早期発出について検討する。 (注)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図ると、引続き運用の改善を図る。 (由)事前相談や説明会等の機会を通じて、地方公共団体を支援し、実施計画の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。 | 【支障事例】 ○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 特に、交付決定については、①実施計画の変更を伴わない部分と実施計画の変更を伴う部分に分かれ、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われること、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳がいつも増減となる場合は、総事業費に変化がなく、『事業費が増額する場合と判定され、申請に係る事業に於いては、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務業務等の早期発出について検討する。 (注)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図ると、引続き運用の改善を図る。 (由)事前相談や説明会等の機会を通じて、地方公共団体を支援し、実施計画の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。 | 6【内閣府(13)】【総務省(12)】【厚生労働省(21)】 老人福祉法(38法133)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(25法27) 老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法29条1項)については、地方税法(同法22条)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することができる。地方税関係情報の提供を受けることとなる場合、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となる。当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 | |
| H29 | 60 | 09.土木・建築 | 一般市 | 掛川市、袋井市 | 総務省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 公営住宅法第47条、地方自治法第54条の2 管理代行制度の拡充 | 管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。この条件について、改良住宅、従前住居用賃貸住宅(再開発住宅等・住環境整備モデル住宅等)や、自治体独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることが可能となること。 ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能限り早期に通知すること。 また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。 | ○国の要領や条例制定により、土地地区整理事業により建設した住宅及び、自治体独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理としているが、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要がある。この条件について、改良住宅、従前住居用賃貸住宅(再開発住宅等・住環境整備モデル住宅等)や、自治体独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることが可能となること。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで郵送先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。 | 6【総務省(3)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭2法7)及び公営住宅法(昭26法193) (1)地方公共団体の法律又はこれに基づく命令に基づき設置し、公営住宅(公営住宅法2条2号)と同様の趣旨、目的において管理を行う住宅(以下「住宅」という。)の管理については、指定管理者制度(地方自治法244条の2)に基づく公営住宅法39条の規定による管理業務(入居者決定(同法34条)、募集請求(同法29条及び32条)及び収入取戻の調査(同法34条)を含む。)と同様の管理業務を指定管理者に行わせることが可能であることと明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (注)独自住宅の建築等については、地方公共団体における独自住宅の円滑な管理運営に資するよう、(借地借家法(平30法)の規定の適用を受けない)公営住宅建築事業の施行に伴う募集請求(公営住宅法38条)の考え方を踏まえ、地方公共団体が独自住宅に関して条例に同規模請求と同様の募集請求に係る規定を設ける場合の借地借家法の規定との関係及び効果について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|-------------|-------------|---------------------|-------------------------------------|--------------|---|--|---|---|---|
| H29 | 61 | 11.その他 | 都道府県 | 愛知県 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | ・地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法) | ・PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)については、現に地層が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売却が可能となること。 | ・PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に地層が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売却が可能となること。 | 本県では、運転免許試験場の整備整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売却ができないとされていることから、施設が整備終了後に余剰地となるが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売却は可能である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月 [事業契約締結の相手方:PFI事業者] イ 施設の設計・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア) 四輪技術試験コース 平成30年12月末 (イ) 二輪技術試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ) 併合、四輪車庫 平成32年1月末 (ニ) 平面駐車場 平成32年10月末 (オ) 立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末 | 6【総務省】 (2) 地方自治法(昭22法67) (3) 行政財産の管理及び処分(238条の4)については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の活用促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売却し、行政財産として供用している間に売却が困難な敷地等についても、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 |
| H29 | 62 | 11.その他 | 都道府県 | 愛知県 | 内閣府、総務省 | B 地方に対する規制緩和 | ・地方自治法 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法) | ・公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与 | 施設利用に許可を要する公の施設に公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重畳適用(併用)ではなく、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。 | 本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設。行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づいた手続を要することがあり、以下の支障が生じている。 ・条例の規定が複雑 ・事務手続が煩雑 ・運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく運営権によるものか、地方自治法に基づく指定管理権限によるものか)が分かっていない | |
| H29 | 63 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 愛知県 | 農林水産省 | A 権限移譲 | ・会計法第48条 ・予算決算及び会計令第140条第3項 | 農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任 | 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の繰越に関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。 | 本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て委託に委任されている。 農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を担う必要がある。また、繰越申請書の提出が滞り、繰越申請が承認されないことにより、申請が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。 | 6【農林水産省】 (13) 農地集積・集約化等対策費に係る繰越手続に関する事務 農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業に係る繰越(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び必委たし書)及び繰越明許書に係る翌年度にわたる債務の負担(同法43条の3)の手続に関する事務については、当該事務の委任を国から受けることに同意した都府県においては、当該都府県が交付決定を受けたものうち、平成29年度から平成30年度に繰越するものより、当該都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)こととする。 [措置済み(平成29年11月9日付け農林水産大臣通知)] |
| H29 | 64 | 08.消防・防災・安全 | 都道府県 | 愛知県 | 内閣府、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 ・同法施行令第7条、第9条 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 ・同法施行令第1条 | 津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和 | 津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないもの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の数となるよう、国庫補助の要件緩和を求める。 | 県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居数(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)を同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅がない場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。 | |
| H29 | 65 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 愛知県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条 | 高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和 | 高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支度が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。 | 【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間課程・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制14年)を超えて在学中に発生は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 平成28年度末で、平成29年度の制度開始から36月経過しており、平成30年度に入ると上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じており、本県では少なくとも2名が該当する。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度とされていないことから、修業年限の制限について早急に緩和する必要がある。 | |
| H29 | 66 | 07.産業振興 | 都道府県 | 広島県、鳥取県、高知県、山口県、宮城県 | 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | A 権限移譲 | 中小企業等経営強化法第13条、第14条 | 経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事へ移譲 | 中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。 | 中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。両計画は別個の計画であるが、経営力の強化という観点では共通しており、内容についても、前後に関連している計画とみなす。両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもいいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、連方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となる。都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えない。 | 4【経済産業省】 (1) 中小企業等経営強化法(平11法18) (1) 国が行う経営力向上計画の認定(13条)については、都道府県が行う経営革新計画の承認(8条)と一体となっており、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、地域の事業者をより効果的に支援できるようにするため、両計画に係る事業者の情報のうち提供可能なものを国と都道府県で共有することや、両計画の要件や運用、関連する支援措置等の違いについて情報交換して相互に理解を深め、必要な連携を図りつつ事業者に対して適切な説明を行うことなど、地域の実情に応じた必要な連携施策を、管内の都道府県の意向を踏まえながら実施するよう、地方経済産業局に平成29年度中に通知する。 【参考】 ■ 経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■ 経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|--|-----------------|--------------|--|-----------------------------|---|--|---|
| H29 | 67 | 07.産業振興 | 都道府県 | 広島県、中国地方知事会、宮城県 | 金融庁、経済産業省 | A 権限移譲 | 中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条 | 経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事への移譲 | 中小企業等経営強化法に基づく、各主要大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。 | 地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定は同様である。現在、経営革新支援機関の認定権限は、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出入機関(経済産業省、財務局)になっていることから、違方申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。 | 【金庫庁(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等経営強化法(第11条18) 認定権限を認定機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関(21条)及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るため、中小企業支援策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を見交したる仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 68 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための未来世代応援知事同盟、広島市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定子ども園施設整備交付金交付要綱 | 幼保連携型認定子ども園整備に係る交付金制度の一元化 | 幼保連携型認定子ども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたことである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。 | 【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定子ども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この申請、採択に別でない共同部分は、予定定員数に比例的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共同部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育室相対部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 同一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。特に、2つの制度にまたがる共同部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心子ども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村へ直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定子ども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県を経由して市町村へ間接補助 | 【6】内閣府 【6】児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金 認定子ども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るため、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【6】文部科学省(7)【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図ると、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定子ども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を円滑にする方策について検討し、平成29年度中に通知する。 |
| H29 | 69 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための未来世代応援知事同盟 | 法務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第18条の5及び19、児童福祉法施行令第19条、児童福祉法施行規則第6条の34 | 保育士登録の取消に係る仕組みの構築 | 児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を免れたことがあった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その旨を通知し、保育士登録証を返納させることとなっている。しかし、罰の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消等の事務ができない。そのため、平成28年度回答における厚生労働省局長答弁に関する検討を早期に進め、取消等の対象となる事実を把握できる仕組みを早急に構築すること。 | 平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁錮以上の刑が確定すれば、保育士登録の取消が必要である。事案の進展が確認されたが、情報を容認し入道でないことから、新聞報道等により認知し、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ照会情報を照会したうえで、取消処分を行った。 平成28年11月、神奈川県では過去に強制わいせつ罪で実刑判決を受けたにもかかわらず、保育士登録が取り消されていなかった保育士が逮捕される事案が発生した。欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事に届け出なければならないとしているが、当該事案では届出がなかった。 神奈川県での事件を受け、平成28年11月17日の(後)厚生労働委員会では、再発防止策についての質問がされ、欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の厳密さを周知すること、及び保育士の犯罪情報を把握するため、法務省の犯罪情報との突合が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができること、関係府庁と連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況について通知がされておらず、今後、類似の事件が起る可能性は解消されていない状況にある。 当該事案発生以降、本県においても、都道府県知事から規定する届出が行われ、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に照会照会を行う方法は、合理的ではなく、また、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になることから、都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようになる必要がある。 | 【6】厚生労働省 【6】児童福祉法(昭22法164) (a) 罰金以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由(18条の第2号及び第3号)に該当することになった者の保育士登録の取消に関する事務を行うことにより、欠格事由に該当の者の有無の確認を行った上で、当該事務を速やかに実施できるように必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 70 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための未来世代応援知事同盟 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | 保育対策総合支援事業費補助金の適切な円滑な事務の執行 | 保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年の国庫補助要綱を予算成立直後やに周知・届出することで、県や市町村の補助事業を円滑に実施する。 | 平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇上強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の事務改定や市町村、保育施設への周知は平成29年に入った。当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政府市町村・中核市の扱いが示されず、予算の構築に支障が生じた。その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上経費を補助するもので、年度中に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができます。当初予算額(265百万円)の大半(202百万円)を減額修正する結果となった。今後新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。 | 【6】厚生労働省 【6】児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金 保育対策総合支援事業費に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体に係る円滑な事務の執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。 |
| H29 | 71 | 07.産業振興 | 都道府県 | 富山県 | 経済産業省 | B 地方に対する規制緩和 | 自転車競技法第2条 自転車競技法施行規則第6条 | 自転車競技法の開催届出に係る都道府県長事務の廃止 | 自転車競技法の開催届出に係る都道府県長事務の廃止 | 競輪競行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県長事務とすることの必要性は極めて乏しく、非効率となっている。 本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例がなく、実質的に形骸化している理由事務を行っている状況にある。 また、施設等改善費(自転車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の届出は不要となっている。 なお、競馬法及びモーターボート競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。 | 【6】経済産業省 【6】自転車競技法(昭23法209) 指定市町村の競輪を開催する届出(2条)に係る都道府県長事務については、廃止する。 |
| H29 | 72 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 越谷市 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号) | 家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和 | 家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業を確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。 | 家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」・「代替保育の提供」を確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。 家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、卒園後の受け皿、「保育内容の支援」・「代替保育の提供」を確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。 地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば卒園後の受け皿の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要であると理解でき、施設間も協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。 保育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には特異児童対策のため強力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替職員の手配を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。 現在では、平成31年度までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支援を受けては、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付が計算されておらず、また、このまま代替保育の提供の連携施設を確保できない場合は、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりがかねない。 ①地域型保育事業(家庭的保育事業を除く)による代替保育の提供を可能とする。 ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポート・センター等の活用を可能とする。 などの方策を相談したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。 | 【6】内閣府(4)【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令第61号)のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定子ども園との連携によって確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業者等の職員の高欠、休職等)による保育を提供することができない場合」に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育を行う。以下同じ。を「提供」とし(国書第62号)については、保育所、幼稚園又は認定子ども園以外の保育を提供する事業者(2号)については、保育所、幼稚園又は認定子ども園との連携に関する規定を廃止することとする。 平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|-----------------------------------|-----------|--------------|--|---|--|---|---|
| H29 | 73 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 越谷市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第81号)および特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第9号) 公定価格に関するFAQ(よある質問)ver.11 No.117 | 家庭保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設けない場合の加減調整部分」について、連携施設のある条件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする。 | 家庭保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設けない場合の加減調整部分」について、連携施設のある条件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする。 | 「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」について、連携施設を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。現在は平成21年度末までの経過措置期間内であるため連携施設を確保しないことであるが、その場合は、「連携施設を設けない場合の加減調整部分」が適用され、公定価格が減算される仕組みとなっている。「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携要件全てを満たす連携施設を確保する必要があり、どれか1つの要件が欠けてしまうと公定価格が減算されてしまう。例えば、代替保育を除く「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」の確保が義務付けられているが、減算については、連携に係る費用に対する公的支援が不可欠である。また、保育所型事業所内保育事業については、「地域枠の子の卒園後の受け皿」の確保が義務付けられているが、減算については、児童福祉と地域枠の区別がない総定員に応じた減算となっており、義務と給付が一致していない。減算額については、連携施設との連携における経費の発生事項(連絡調整等)の費用として給付制度に組み込まれていると解釈しているが、現状、算出根拠が不明であり、事業者又は施設から費用の妥当性について問われても対応できない。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
| H29 | 74 | 11.その他 | 都道府県 | 愛媛県 【共同提案】 広島県、松山市、八幡浜市、愛南町 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 地方創生推進交付金に関するQ&A | 地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能な作業体制の構築 | 地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。 ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。 | ・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。 ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について異対応をできない状況となった。 ・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の直前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや関係する予定とされたプログラム個別相談が実施されなかったことから、地方の考えや懸念を十分に伝えることができなかった。 | 【6内閣府】 (2)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (イ)新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡の早期実施について検討する。 (ロ)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画等について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。 (ハ)事前相談や説明会等の機会をとり、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等を引き続き努める。 |
| H29 | 75 | 11.その他 | 都道府県 | 愛媛県 【共同提案】 広島県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 所管行政庁の補助金等に係る財産処分承認基準(通達) | 補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和 | 地域グリーンニューデール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和 | ・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性が低く、補強箇所が多数にわたるため、やむを得ず建築物の建替えが決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。 | 【6環境省】 (6)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を撤去する考案した建築物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を得る代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関する条件を付与して承認する場合に含まれること、地域グリーンニューデール基金事業等を実施した地方公共団体に平成29年度中に通知する。あわせて、上記の情報を明確化するため、「環境省所管の補助金等」で取得した財産の処分承認基準について(平成29環境省)を改正し、地方公共団体に平成30年夏までに通知する。 |
| H29 | 76 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 伊丹市 | 内閣府、文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年 児雇第0331第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条 | 児童手当における学校給食費の徴収権限の強化 | 児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収が可能な包括的な制度の見直しを求める。 | ○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の総額は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件として児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる経手段に応答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、滞金の所在も不明であるため、強制執行等の手段等も先に進まないで支給に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方後の滞納処分の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や収入の確保について支障が生じている。 | 【6内閣府】 (10)学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【文部科学省】 (11)学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府) ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は取納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収することに併せて、所要の措置を講ずる。 |
| H29 | 77 | 10.運輸・交通 | 市区長会 | 全国市長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・道路運送法第21条第2号 道路運送法第21条に基づき実証運行期間の緩和 | 道路運送法第21条第2号による実証運行実験においては、運行期間が1年以下でなければ許可ができないこととなっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の柔軟な取扱いを可能とする。 | 地方自治体が、道路運送法第21条第2号許可より実証実験を行い間断なく本格運行に移行するためには、本格運行移行のための手続期間等を考慮すると、実証実験の期間中に本格運行のための道路運送法4条に係る許可申請をしなければならず、本格運行の前回の検証のためのデータ取集期間が1年未満となってしまう。実証期間の確保が不十分な場合がある。例えば、各路線の乗客量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるなど、年間を通じた検証データの収集が必要となるが、住民の周知なども別途必要となっている。 21条許可の期限終了までに適切な運行形態が判断できないと、切れ目の無い公共交通の提供に支障をきたし、利用者の利便性が損なわれたり、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となり、変更手続きに時間を要することなど行政内の事務負担の増加ももたらがう。 【実例】 日笠許可よりデマンドタクシーの実証運行を行っていた本格運行へ移行した。降雪地域においては冬期間とそれ以外の期間で利用状況に差が生じるが、本格運行移行のための手続きや調整に半年ほど期間を要したため、年度下半期の利用状況の検証を十分に本格運行の計画に反映することができなかった。これにより、本格運行移行したところ、利用状況の予測と実際に差異が生じ、予算不足や本格運行移行後のダイヤ変更が生じた。 | 【6国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (8)一般祝祭の旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送に係る許可(21条)において、当初から1年以上の実証実験期間を1年以上(3年程度)とできると、及び実証実験のデータの収集不足等を理由に許可の再申請がなされた場合であっても、地方公共団体から要請があった場合には、再度許可(運賃が相応)を行うことと明確化したため、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知する。 | |
| H29 | 78 | 11.その他 | 都道府県 | 宮城県 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第252条の21の2 | 指定都市都道府県調整会議の徴収権限の強化 | 指定都市都道府県調整会議に加えることができる構成員について、地方自治法第252条の21の2第3項第3号及び第6号の「選挙により」と法定化するだけでなく、地方議会において選出方法を選定することができるように見直し。 | 指定都市都道府県調整会議の構成員については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については、「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることと地方分権の本旨に合致している。また、本県については、広域連合の議会の議員の選出方法と同じであるが、当該調整会議は二府県政の調整等を目的とした場であり、その合意事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合と同様の選出方法を法定化することは、手続きとして適当である。本県では議長を構成員に選出している。請事により議長が辞任し、併せて当該調整会議の構成員を辞任した場合なども、その度に選挙により選出することが必要となり、議長の負担が増える。さらに、議会でのそのような判断にも関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くこともあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|-------------|-------|--------------|---|---|---|---|---|
| H29 | 79 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 宮城県、山形県、広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護保険法第69条の3第3項第3号 | 介護支援専門員の登録消除此における都道府県知事の裁量権の付与 | 介護保険法第69条の3第3項第3号による介護支援専門員の登録消除此における都道府県知事の裁量権の付与(付消除此はなればならない(消除此ができる)又は同法第69条の3第3項第3号の規定を第69条の3第3項に移す) | 本県において近年、介護保険法第69条の3第3号の規定により介護支援専門員の登録消除此が3件発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ってしまったことによるものである。現在の規定では、消除此の余地なく消除此という非常に厳しい処分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消除此となると事業者及び利用者の負担が大きい。 | 6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (1)介護支援専門員の登録を受けているものの介護支援専門員証の交付を受けていない介護支援専門員が、介護支援専門員として業務を行った場合における当該登録の消除此(69条の3第3項第3号)については、当該登録をしている都道府県知事に対し、登録消除此の裁量権を付与する。 |
| H29 | 80 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 宮城県、山形県、広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護保険法第69条の2第1項第6号・7号 | 介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和 | 介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に5年-2年)緩和する。 | 処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、処分対象者が復職するためのハードルが高くなっている。 介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業者及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。 | |
| H29 | 81 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 宮城県、三重県、広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基幹型当番障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の前定に伴う実施上の留意事項(平成18年10月31日閣議1031001号) | 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準の見直し | 常時在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支援サービスを利用中に重度訪問介護等を利用できるようにすることを求める。 | 常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときには、訪問系サービス事業者は通知(平成18年10月31日閣議1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労サービスと訪問系サービスのどちらかを選択することができ、就労支援サービスの利用を断念せざるを得ない。 | 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (由)同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成20年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 82 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 宮城県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | *強い農業づくり交付金の配分基準について第2 *農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第2 *産地パワーアップ事業実施要領第19の4 | 強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示 | 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後、当該配分額の算出方法を明示する。 | 強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当該において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかったため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。 案としては、配分された額の算出根拠が分らないため、各事業者に対する助成金の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することとなった。 そこで、農林水産省に照会したところ、明示されていない条件により算定していることが判明した。 交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する車の算定方法等について明示される必要がある。 (明示されていない条件の例) 評価結果の配分額への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること等。 | |
| H29 | 83 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 宮城県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | *強い農業づくり交付金の配分基準について第2 *農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について第3 *産地パワーアップ事業実施要領第19の4 | 強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請求の除外 | 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に入札請求が含まれるが、不用額の算出に当たっては、入札請求を除外する。 | 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとしており、一般競争入札の結果生じた請負は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請求が含まれている。 一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるといふ非合理的な取扱いであるため、事業者主体からの指摘が多くございおり本県としては、説明に大変苦慮している。 | 6【農林水産省】 (15)交付金等に係る配分額の算定事務 (1)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の前年度配分額への反映については、事業要望を調査する段階で、3者以上の業者から見積りを徴収して交付要領額に反映させた地区は、不用ペナルティ査定の対象としないこととし、当該交付金等の通知等を平成20年度予算配分まで改正する。 (2)強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金及び産地パワーアップ事業費補助金における不用額の前年度配分額への反映については、不用額が生じた年度内の一定の時期までに都道府県に報告した不用額について不用ペナルティ査定の対象としないことを、都道府県に周知する。 (3)産地パワーアップ事業(平成20年5月10日付け農林水産省生産局総務課事務連絡及び平成29年10月2日付け農林水産省生産局総務課事務連絡) |
| H29 | 84 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 宮城県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農林水産省大臣官房経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の部改正について | 農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について | 交付額の内示後に行っている事業計画の事前協議等を内示前にも行えるようにしていただきたい。 | 強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業のうち整備事業、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わなければならないが、割当内示から交付申請までの間に国の事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。 強い農業づくり交付金を例にとり、割当て内示後、 ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議(県、農政局)1週間程度 ③計画承認・内示(実施主体、市町村、県) ④交付申請(実施主体、市町村、県、農政局) ※①と②の手続き終了後に公文書による手続きである③と④の事務を行っている。 しかし、現行の制度では、それらの事務を45日(土日祝日を含む)以内で実施しなくてはならず、短時間で事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが何年級しているものとなっている。 申請期間内に速やかに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。 | 6【農林水産省】 (14)補助事業等の交付申請に係る事務 強い農業づくり交付金、東日本大震災農業生産対策交付金及び産地パワーアップ事業費補助金の交付申請手続については、着工時期を急ぐ等の理由がある場合には、割当内示前に成果目標の妥当性等に係る協議又は確認を行うことが可能であることを、都道府県に平成29年中に周知する。 (措置済み(平成29年11月13日付け農林水産省生産局総務課事務連絡)) |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|---------------|---------|---|-------------|--------------|---|---|---|---|---|
| H29 | 85 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 宮城県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 河川法第99条 河川法施行規則第37条の6 | 河川管理施設の維持又は操作等の委託をかけることができる者の要件の見直し | 河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人に限定されている。当該法人には、フェンスで囲まれた一般企業が所有する土地を適当な位置に整備した陸揚地があり、災害時等には当該企業への確認、開設依頼等を行わなければならない。県又は委託を受けた市町村等が迅速に対応することができない。また、災害発生時に迅速に対応するためには、水門、陸揚付近の地元自治体や企業に操作を委託することが有効な対策と考えられるが、当該規定で委託先が限定されていることにより、そのような対策を講じることができない状況である。なお、海浜施設の水門・陸揚の機能については、法令で委託先まで限定されておらず、「津波・高潮対策における水門・陸揚等管理システムガイドライン」において地域の実情に応じて委託先を決定できるようにしている。 | 6【国土交通省】 (17)河川法(昭39法167) 河川管理施設等の維持の委託については、民間企業等に操作に係る作業をさせる方法等について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。また、河川管理施設の果たす機能の確保に際して、「中小河川等における水防意識社会の再構築のあり方」について(平成29年1月社会資本整備審議会答申)も踏まえ、地方公共団体以外の団体への私法上の委託の在り方を定め、引き続き検討していく。 | |
| H29 | 86 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 宮城県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 河川敷地占用許可条例 | 河川敷地占用許可について、個人に対し菜園等を設置できるように許可要件の見直し | 河川敷地占用許可条例第6条(主用主体、第7条(主用施設)、個人が設置する菜園を追加していただく。 | 本県が管理している河川敷の一部において、菜園の設置を希望する住民が複数いるが、河川敷地占用許可条例の規定により、現状は個人を対象として河川敷の占用を許可することができない。また、町内等にて菜園用の河川敷地を占有する管理を打ち出したこともあったが、撤かれた陸揚地がある。当該河川敷には、現在、占用を許している公園等はなく、築いても年に数回の除草等を実施する必要があることから、河川管理の支障とならぬ範囲での有効活用を考えている。そのため、古肥料の徴収、抽選の実施等により機会公平性を担保する、河川管理上支障となる工作物等の設置を行わない、除草等を適切に行う等の条件の下で、菜園の用に供するための河川敷の占用を個人に対して許可できるよう、関係規定の見直しを求めるものである。 | |
| H29 | 87 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 宮城県、広島県 | 農林水産省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項 | 甲種農地の転用の許可に係る土地収用法関連要件の緩和 | 甲種農地に係る転用の許可について、現行、土地収用法第6条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。 | 本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物車の転移が必要となっているが、当該貨物車の移転予定地が甲種農地となっている。これでは農業用において、当該甲種農地の地供に反対する土地所有者は必ず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第36条第1項の規定に基づき事業認定の告示が必要となる。そのため、土地収用法に基づき事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 | 6【国土交通省】 (11)土地収用法(昭26法219) (1)無人航空機(飛行)については、飛行に係る国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)(以下「許可等」という。)の有無にかかわらず、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法は異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法の関係において認められるものではないことを明確化するため、当該条例の事例と併せ、地方公共団体に平成29年度中に通知するとともに、無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン(平27国土交通省)等において無人航空機の利用者等に対し、周知を図る。(1)無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。 |
| H29 | 88 | 10.運輸・交通 | 村 | 忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南郷町、富士川町、昭和町、道志村、西谷町、山中湖村、地沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 航空法第132条の2 | 航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し | 航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行方法について、飛行区域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとする見直しを求める。 ①大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる当該市町村に対し、回承認に関する情報を共有することとする。 ②大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光客の安全や墜落時の構成資産への影響が懸念される。また、当該区域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかの判断し出せず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなども対応することができない状況である。 | 手帳に所持できるようになったドローンの飛行方法は、航空法の改正により明確化されたが、飛行実施を見守るにそれが遵守されているとは思えない。 特に、観光地やイベント会場などの多数の者が集まる場所での飛行が見受けられるため、安全な飛行方法の徹底が求められる。 また、航空法による承認は国土交通大臣となっていることから、現場を管理する市町村には承認の有無が把握できないため、ドローン飛行の管理・監視もできない状況である。 本村は、富士山麓に位置し、世界文化遺産のエリアで忍野八海に8つの構成資産を有しており、通年観光客が絶えない地域である。 最近、この忍野八海にドローンが飛行することがあり、観光客や上空や構成資産である池の上空を飛行していることから、観光客の安全や墜落時の構成資産への影響が懸念される。 また、当該区域は飛行禁止区域ではないものの、夜間飛行など特別なケースで大臣承認を得ている場合、承認に関する情報がないためルールに則った飛行なのかの判断し出せず、住民の問い合わせや飛行上のトラブルなども対応することができない状況である。 | 6【国土交通省】 (13)航空法(昭和27法221) (1)無人航空機(飛行)については、飛行に係る国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)(以下「許可等」という。)の有無にかかわらず、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法は異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法の関係において認められるものではないことを明確化するため、当該条例の事例と併せ、地方公共団体に平成29年度中に通知するとともに、無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン(平27国土交通省)等において無人航空機の利用者等に対し、周知を図る。(1)無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。 |
| H29 | 89 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 高知県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し | 地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること | 【支障事例】 ファミリー・サポート・センターの運営については、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにもかかわらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。 【現状】 市町村毎で会員数50人の要件を満たさない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成16年に高知市で開設された後、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施する市町村が1市のみという状況が続いていた。 【制度改正の必要性】 ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼員の人数を算出すると、15人程度であり、実際に活動している依頼員と提供会員の比率は3:2となっている。県内では、会員50人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を単独費用で実施しているが、おおむね30人程度登録会員があれば体制を確保することができると考えられている。 昨年度高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が50人未満でも問題なく依頼の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。 登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じた、子育て世帯の多様なニーズに対応できるようにする。 | 6【厚生労働省】 (31)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・会員数要件については、当該事業の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 90 | 01.土地利用(農地除く) | 都道府県 | 山梨県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 国土利用計画法第39条 | 国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化 | 土地利用審査会は、地方自治法第138条の4第3項規定に基づく国土利用計画法第39条の規定により設置される知事の附随機関であるが、その委員の任免については、附随機関の中で唯一、行政委員等の任免と同様に議会の同意が必要とされていることから、他の附随機関と同様な簡素な事務手続にすること。 | 土地利用審査会は、私人の土地取引を規制する権限を有することから、その任命・解任について都道府県議会の同意が必要とされている。 しかしながら、本県において、都道府県知事の許可が必要となる規制区域について、制度創設以後、指定されており、注視区域や監視区域も指定されていない。 また、規制区域が指定され、知事が不許可処分を行った場合には、国土交通大臣への再審査請求も可能であり、私人の財産権の制限に対する手続は十分に確保されていると考えられる。 現行制度においては、委員の任命解任の手続きにおいて、議会の作成、それに伴う委員候補者の在住市町村からの戸籍、開票簿等の取得事務等、担当課室における負担が大きく、他の附随機関の委員の任免手続と比較して著しく事務量が大きい状態となっている。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|--|-----------|--------------|---------------------------|---------------------------------|--|---|---|
| H29 | 91 | 11.その他 | 都道府県 | 鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条 | 公益法人に係る変更届出の提出書類の削減 | 公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化 | 代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したのみで文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。 | 6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。 |
| H29 | 92 | 11.その他 | 都道府県 | 鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条 | 公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化 | 社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化 | 社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。 | 6【内閣府】 (16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。 |
| H29 | 93 | 11.その他 | 都道府県 | 鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 整備法第124条 同法施行規則第34条 | 移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減 | 実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。 | 移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出の実施報告書及び添付書類を求められているため、重複する書類提出の削減について、該当法人から手続の度に見直しを申し出れば開かれる。 | 6【内閣府】 (17)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平18法50) 移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を回目的のために支出することにより事とするための公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人(以下この事項において「移行法人」という。)による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書(以下この事項において「報告書」という。)の提出については、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等に提出する必要がないこと、平成29年度中に都道府県に周知する。 |
| H29 | 94 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路運送法第78条第3号、第82条 | 乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和 | 既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者が事業運営に支障がない地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。 | 現在、中山間地では高齢化や人口減少が特に進んでいることから貨物や旅客の輸送量が限られており、事業の経営が成り立ちにくく、事業者の営業サービスが低下してきている。 中山間地の住民が買い物をする場合、移動の困難である高齢者等が多いため自らが店舗に行くことも難しく、また注文しても配達手段がないため必要な時に必要な物が届くに手が届かない状況で、日常生活に支障をきたしている。 現行、一般乗合旅客自動車運送事業者、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けた自家所有乗客運送者及び地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家所有乗客運送者においては、少量貨物の有償運送を行うことが可能であるが、バス路線や自家所有乗客運送を行う団体がなく、乗用タクシーが住民の足となっているような過疎地域など、地域によってはバスでさえもない場所もあり、地域の実情に合わせたより弾力的な仕組みを構築する必要があると考える。 また、一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家所有乗客運送者により貨物の有償輸送が行われていてもバス待合所等の荷物集積場所まで荷物を取りに行き、自宅までそれを運ばなければならない、高齢者等にとってはかなりの重労働になる場合もあると考える。 | 6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)及び貨物自動車運送事業法(平元法83) [注]一般貨物自動車運送事業の許可を取得したタクシー車両により貨物運送を行うことできる区域については、発地又は目的地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が30万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護に損なわれることがないという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 95 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、京都市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路運送法第79条 | 自家所有乗客運送者の拡充 | 自家所有乗客運送の申請主体について、NPO法人等以外の一級法人等についても申請ができるよう求める。 | 中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なくて使えないなど、日常の移動が不便な状況。このような公共交通空白地域では、公共交通空白地有償運送が行われているが、その運送主体は特定非営利活動法人(NPO法人)などに限られている。 しかし、人の少ない中山間地では申請主体と成り得る組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができなく、地域住民の生活に支障が生じる。 | |
| H29 | 96 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県 | 警察庁、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路交通法第44条、第46条 | コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化 | 当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家所有乗客運送事業者等の車両が停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。 | 路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家所有乗客運送事業者等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家所有乗客運送事業者によるコミュニティバス等との乗り換えを進行利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要が生じ、自滞に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に追加しているが、路線定期運行のバスに乗り換える必要が生じたため、路線定期運行のバスから離れた場所に乗合タクシーへのバス停を別途設置している。 これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。 | 6【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(昭26法183)及び道路交通法(昭35法105) 乗客自動車運送事業者(路線定期運行及び区域運行に限る。)及び自家所有乗客運送(市町村運営有償運送(交通空白地)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令519条の2)又は協議協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車等を禁止する場所の特定(道路交通法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 また、当該停留所並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び改革に関する法律(平19法59)6条)において認められた一定の停留所における当該車両の取扱いについて、地方公共団体及び地方運輸局に平成29年度中に通知するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成の手引きに掲載する。 |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|---------------|-------------|--|-----------------|--------------|--|---|---|--|---|
| H29 | 97 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 | 公共交通の乗り継ぎ拠点整備の補助対象の拡大 | 国庫補助対象となっていない乗り継ぎ拠点施設等のハード整備に要する経費を補助対象とすること。 | まちづくりの連携や持続可能な交通ネットワークの形成を目指して地域公共交通網形成計画を各地域で策定しているところ。これに基づく公共交通機関のネットワークの再構築には、効率的なバス運行を行うために乗り継ぎ拠点施設が必要となる場合があるが、当該施設の整備に要する経費が国庫補助対象となっていないため、地域公共交通網形成計画を策定してもその実効性が低くなる。 | |
| H29 | 98 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 | 乗合自動車の補助条件の見直し | 全国で一律となっている乗合バス補助条件を地域の実情に合わせた基準に緩和すること。 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく変化する地域を一緒して補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により制度設計がなされている。人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域に必要なバス路線を維持することができる。 | |
| H29 | 99 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第65条 指定地域密着型介護予防サービスの事業者の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 「指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について | 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。 | 指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人ケアサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、前掲介護職員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を終了しているものでなければならない」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されているが、該当する研修等の開催回数が少ない場合もあり、経験に係る要件を満たすことができない者の新規参入を妨げる一因となっている。また、代表者交代等による事業の継承期間においても、当該要件を満たす者が準備できるまでの時間を要し、事業者の代表者の変更手続が行えないなど、スムーズな事業継承を妨げている。当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。 | 【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (28)指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修については、代表者に変更がある際の当該研修の終了について、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 100 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱 | 認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し | 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、画において一元的に処理するよう体制を整えらるなど、所要の整理を行うこと。 | 幼保連携型認定こども園は、認定こども園施設整備交付金(厚生労働省所管)及び認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)により事業費を按分し、交付申請(厚生労働省)及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確立や交付申請書と2種申請作成するなどの事務の負担が生じている。(経費を別源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみ済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の技術的解決に繋がっていないことも挙げられる。また、地域等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金(厚生労働省所管)」についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあつては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。 | 【内閣府】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図ると、幼保連携型認定こども園等を整備する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) *認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の申請スケジュールの明示化等、地方公共団体が申請に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省) |
| H29 | 101 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 保健師助産師看護師法 | 准看護師試験実施方法の見直し | 都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能範囲を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。 | 准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う。「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く」こととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国のブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日時に統一試験問題を実施している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。) | 【厚生労働省】 (10)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。 |
| H29 | 102 | 01.土地利用(農地除く) | 都道府県 | 鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、堺市 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 森林法第25条、26条 | 大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲 | 公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県への権限移譲 | 指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に連達し以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道等の確約的な施設であり他に適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|---|-------------------|--------------|--|--|--|---|--------------------------------------|
| H29 | 109 | 11.その他 | 一般市 | 伊豆市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第286条第1項、第290条 | 一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体の議決の廃止 | 一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要とする。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えられることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。 | 伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全での議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町総合事務組合では構成団体の名称変更は発生し得る。他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(市方地区消防組合⇒駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(箱野長泉清掃施設組合⇒箱野市長泉町衛生施設組合) | |
| H29 | 110 | 02.農業・農地 | 施行時特例市 | 福井市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 平成2年3月15日付通知「漁港施設等利用計画の策定について」第5 漁港施設等利用計画の変更 | 漁港施設等利用計画の変更手続の簡素化 | 漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続きの期日に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続の省合理化及び簡素化を求める。 | 平成2年3月15日付通知「漁港施設等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出を要するものとされている。 (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2) 漁港施設等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3) 変更後の漁港施設等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5) 漁港施設等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7) 既設漁港施設の立地面積積算表(別紙様式第10号) (8) 現況写真 これら添付が求められる書類は、水域施設の増設及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い、計画変更を要する場合であつたとしても、当初計画策定時と求められる書類とは異なり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定通りに従い面積積算等をすべてやり直さなければならない、相当な手間と時間とコストを要する漁港施設の有効活用へのネックとなっている。 | |
| H29 | 111 | 11.その他 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 国土形成計画法第10条 | 広域地方計画協議会の事務局機能の移管 | 広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。 | 広域地方計画においては、広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、機能機関も対応に苦慮している状況である。本省への一による画一的な取組をすすめるのであれば、(国土)基本構想である「対流促進型国土」の形成を進めることに加え、計画の策定権限とともに事務局機能についても移管すべきと考える。 *対流促進型国土・・・それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す | |
| H29 | 112 | 11.その他 | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 港湾法第50条の4 | 港湾広域防災協議会の事務局機能の移管 | 港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。 | 関西広域連合では、大阪湾港部会等を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画において「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としており、大阪湾広域防災協議会の目的と広域連合の取組が重複していることから、地方ができることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 113 | 07.産業振興 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市 | 農林水産省、経済産業省、国土交通省 | A 権限移譲 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等については府県を越えたために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が現されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な取組が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 114 | 07.産業振興 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項 | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲 | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更認定、認定の取消のものは府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が現されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な取組が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|-------------|-------------|---|-------|----------|---|-----------------------------------|---|--|--------------------------------------|
| H29 | 115 | 07.産業振興 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項 | 中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲 | 中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等により府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、近畿経済産業局の事務の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 116 | 07.産業振興 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第3項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(販売事業) | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 117 | 08.消防・防災・安全 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第3項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(保安業務等) | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 118 | 08.消防・防災・安全 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、堺市 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条第1・2項、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2の3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 119 | 08.消防・防災・安全 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第38条の22・23の第1項、第38条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等 | 高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲 | 高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県域をまたぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 120 | 08.消防・防災・安全 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 経済産業省 | A 権限移譲 | 火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号 | 火薬類取締法に係る事務・権限の移譲 | 火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬類に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県域をまたぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|---------------|-------------|---|-------|----------|--|---------------------------------|---|--|--------------------------------------|
| H29 | 121 | 09.土木・建築 | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等 | 建設業法に係る事務・権限の移譲 | 建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 122 | 09.土木・建築 | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 宅地建物取引業法第1条第1項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第12項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4～67項等 | 宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲 | 宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 123 | 09.土木・建築 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第12項、第32条第2項、第41条等 | 不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲 | 不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告の上により府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 124 | 01.土地利用(農地除く) | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 土地収用法第18条第1項、第19条第12項、第20条、第21条第12項、第22条、第23条第12項、第24条第13項、第25条第22項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～467項等 | 土地収用法に係る事務・権限の移譲 | 土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 125 | 09.土木・建築 | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第7条の18第3項、第77条第20、第27条第21～23項、第77条の22第124項、第77条の23第1項等 | 建築基準法に係る事務・権限の移譲 | 建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出変更の上により府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 126 | 01.土地利用(農地除く) | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、鳥取県、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項等 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲 | 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立して39、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|---------------|---------|---|-------|--------------|---|---|--|---|--------------------------------------|
| H29 | 127 | 06.環境・衛生 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市 | 環境省 | A 権限移譲 | 土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1-5項、第56条第3条 | 土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲 | 土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となつていもの(一)府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。 | 当該事務限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものであり、国に権限が戻されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の確保を担っていることである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。 | |
| H29 | 128 | 11.その他 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第291条の2、第291条の3 | 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの徹底 | 広域連合の規約の変更(あたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係府庁との調整が終わっている事務の追う大臣許可手続きの徹底)について、総務大臣の許可を不要とし届出制とする | 関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて協議済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続きにより申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められること(い)すれども該当しないことを確認するため必要)との回答があった。しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており(①)だけでも許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②(③)については、提案募集方式や要請制により関係府庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。 | |
| H29 | 129 | 11.その他 | その他 | 関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項 | 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 | 国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。 | 地方自治法第252条の17の2(1)による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に知事知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けようとする広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がなれないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ること求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請があったり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」として実現しにくく、結局のところ、持ち寄りによる可能性もある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まっている。 | |
| H29 | 130 | 02.農業・農地 | その他 | 関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業人材強化総合支援事業実施要綱(別記1)第5-2(1)(ア)及び(4)の緩和 | 新規就農者の拡大支援(農業次世代人材投資資金(旧若年就農給付金)の要件の緩和) | 親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により交付対象者の経営面積の2分の1未満にない場合は、交付金の返還は不要とする。 | 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援することであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親近就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが指摘され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。 | |
| H29 | 131 | 01.土地利用(農地除く) | その他 | 関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 国土形成計画法第9条 | 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲 | 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。 | 広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方が有利なため、構成機関に対して着目している状況。本省・ホールによる画一的な取組をするのではなく、国土の基本構想である「対流促進型国土」の形成を進めることにならなければならない。 *対流促進型国土・・・それぞれの地域が個性を備え、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す | |
| H29 | 132 | 01.土地利用(農地除く) | その他 | 関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条 | 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 | 近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。 | 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 しかし、近畿圏の建設と移転を促進するための近畿圏整備計画の策定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を聴くことはなっていないが、平成28年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見書では意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになつておらず、東京の視点での国土主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会が行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。 | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 | |
|-----|-------------|-------------------|-------------|---|-------|--------------|---|----------------------------------|--|--|--|--|
| H29 | 133 | 01_土地利用(農 地除く) | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第5条第4項 | 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲 | 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。 | 都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性をいかにするため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があつて、府県単位で区域指定を行っている。今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようまらづりを効率的に進める必要がある。 | | |
| H29 | 134 | 01_土地利用(農 地除く) | その他 | 関西広域連合(共同提案)兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市 | 農林水産省 | A 権限移譲 | 森林法第25条、第26条 | 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等 | 重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。 | 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで6ヶ月とされているが、国に産出して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(固定の場合、申請から予定通知があるまでに1年以上の事例)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年以上程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見られる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば必要な、現地状況の説明するための詳細な資料が必要となっている。 | | |
| H29 | 135 | 06_環境・衛生 | その他 | 関西広域連合(共同提案)京都府、徳島県、京都市、堺市 | 環境省 | A 権限移譲 | 自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第34条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条 | 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲 | 国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。 | 法定委託し府県を種目している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった整備案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度からなるなど、事務処理に時間を要している。 | | |
| H29 | 136 | 06_環境・衛生 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、京都市、堺市 | 環境省 | A 権限移譲 | 自然公園法第7条第2項、第8条第2項 | 国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲 | 国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。 | 国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインフラ等としては先立した管理運営は望めない状況であり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のインフラ等を養育していくばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。具体的には、兵庫県の平成18年の氷ノ山後山岐山国立公園の計画変更の例では、復原、草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、遊歩道、駐車場、留舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるを得ない状況にある。国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要に応じて(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存知される。専門家等の意見聴取については、府県の審議に意見を聞くことで代替可能である。自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。 | | |
| H29 | 137 | 08_消防・防災・安全 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 災害救助法施行令第3条 | 災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止 | 災害救助法に基づく救助に關し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を廃案に行うこと。 | 災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととなっている。 | 気候、風上や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。 | |
| H29 | 138 | 10_運輸・交通 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 観光法第3条第3項(観光整備実施計画の認定) | 観光整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲 | 現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光整備実施計画は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特別措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業(観光プラン開発支援事業)の補助対象者となることを求める。 | 観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ループ形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ピシントジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示れておらず、事業が重複して実施されないために、運輸部主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例といえる。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)また、現行法の規定では、観光整備実施事業を実施しようとするものは、実施計画の認定申請を関係する市町村又は都道府県を提出して行が、その際において市町村又は都道府県は当該計画を検討し、意見を付して国に送付することとなっている。そのため、申請者は関係自治体の検討が終わるのを待たなければならないが、この点において、関西では府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねていくことであり、権限が移譲されれば、計画の検討と審査を合わせて行うことが可能であり、認定までに要する処理期間を短縮することができることと考える(国の標準処理期間は3箇月)。 | | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---|-------|--------------|---|-------------------------------|--|--|---|
| H29 | 139 | 10.運輸・交通 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条 | 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲 | 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含む権限について、同一府県内、同一府県内、実質的に行うのは、移譲を希望する府県への移譲を基本とし、府県域を跨るものは、府県域を越える広域連合への移譲を求め、 | 県境を跨いで運行されているバスにおいて、他の路線バスと重複する区間に乗降制限があり、利便性の低下を招いている。 また、今回の事例のように路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨がることになる場合は、それぞれの運輸局に対して申請(近畿運輸局には、休止路線の変更(廃止)手続も、中国運輸局に対しては路線新設の手続き)を行うとともに、各対応地域の地域公共交通連携会議で個別に協議を行わなければならない。事務が重複すると効率性も低下する。 そのため、府県域を跨るものは、連合への権限移譲を提案する。 さらに、交通政策基本計画(H27.2.13閣議決定)において「とりわけ、人口減少を背景とした地域公共交通ネットワークの再構築に当たっては、地域の自治体を中心として、交通事業者、利用者を含む住民、地元企業やNPOなど、広範囲な関係者における協働と連携を図ることが不可欠」としており、地域公共交通連携に係る地元協議会の実効性確保を進捗させることが重要である。」とされており、当該協議会の主体が関係権限を持った上で、再編実施計画策定に向けた関係者等との実行力ある調整を行うことが効果的であると考える。 | 6【国土交通省】 (8)道路運送法(第26条18号) (9)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が重複を及ぼすこと等により、事件が2以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる(施行規則2条2項)ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する。 |
| H29 | 140 | 03.医療・福祉 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪府、堺市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン | 地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの活用) | 国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来的利用以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い、提供の迅速化を図ることを求める。 | NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に引続き有識者会議の審査を必ずしもデータ提供が可能でない、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのために膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出に必要な対策の検討等が行えない状況にある。 | |
| H29 | 141 | 11.その他 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪府、堺市、神戸市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 国土形成計画法第11条 | 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与 | 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。 | 【現状】 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の研究開発の成果を計画に反映させるべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べたければ構成府県市を通じて述べるよう求められた。関西広域連合は、関係の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であり、現行計画の策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参加が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参加を別途要請していく。) 【支障事例】 関西広域連合の構成団体である府県市においては、通常、他の府県市に関する事項に意見することは困難である。その一方で関西広域連合は広域事務を処理するために設立された特別地方自治体であり、関西全域を対象とした意見を出すことが可能である。しかしながら、現行法の規定では、関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がないため、関西広域連合としては、提案権がないと自身が支障事例であると考える。 ※ 内閣府からは、協議会に連合の構成団体全での進捗で意見書を出せば足りるのではないかと指摘があったが、個別の自治体を出すと発言が難しい「案件も存在しており、関西広域連合主義である方が、提案できる内容に幅が出る」とも、関西圏の合意形成が取りやすいと考える。 | |
| H29 | 142 | 11.その他 | その他 | 関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪府、堺市、神戸市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 近畿圏整備法第9条、第10条 | 近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与 | 近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。 | 【現状】 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くこととされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の発揮を担っているところである。近畿圏整備計画に地域の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じ意見聴取の機会を付与すべきである。 なお、平成28年3月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見聴取では、関西広域連合に意見聴取は行われなかった。 【支障事例】 現行法の規定では、計画の策定、変更時の意見聴取の対象に関西広域連合が含まれておらず、広域行政の責任主体たる関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がない状態であり、関西広域連合としては、意見聴取の対象でないとして自身が支障事例であると考える。 | |
| H29 | 143 | 11.その他 | 町 | 川崎町 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 行政不服審査法 | 審査請求の対象外となる却下処分手続の簡略化 | 電話応対、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続の簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。 | 行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱われていることから、当該では審査請求人の意思を適宜確認し、受付している。 しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や応対への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多岐にわたり記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期にわたることで対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。 | |
| H29 | 144 | 11.その他 | 都道府県 | 岩手県、秋田県、奥州市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 地域再生法第13条 同法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A | 地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和 | ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する。 ○内容時期を可能な限り早めるとも、内示後の事業着手を認める。 | 承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手より、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要がある。事業推進上の支障はない。 | 6【内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (1)新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (3)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るとも、引き続き運用の改善を図る。 (4)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等を引き続き努める。 |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|---|-------------|--------------|--|---|--|--|---|
| H29 | 145 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 岩手県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条 | 農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和 | 被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。 | 農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなっており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要がある。その対応に苦慮している。 平成29年度の台風10号より、本県の農業・農地用施設については被害箇所が2,000件以上、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない、県、市町村等に多大な負担が発生した。 | 6【農林水産省】 (1)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法46) 補助率増高申請書の提出(施行令4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成29年中に発生した災害に係る申請から、農林水産省における申請内容に係るヒアリングの実施時期を見直すとともに、申請内容の審査を一部省略可能とする等の措置を講ずる。 |
| H29 | 146 | 11_その他 | 都道府県 | 徳島県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、神戸市、関西広域連合 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 特定非営利活動促進法 | 特例認定NPO法人制度の設立年数要件の見直し | 特例認定NPO法人制度において、設立後5年以内の制限をなくし、全てのNPO法人に適用されるようにする。 | 認定NPO法人制度や本県独自の指定NPO法人制度においては、過去2年の寄附実績が必要であるため、認定NPO法人を諦めてしまう。 (参考)平成27年3月31日までは、時限措置として、設立から5年を超えるNPO法人も特例認定NPO法人になることができた。 | |
| H29 | 147 | 05_教育・文化 | 都道府県 | 徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 | 文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文部省・厚生省令第1号) ・「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長) | 看護師養成所におけるICTを活用した看護教育の推進 | 看護師養成所の授業について、「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」と規定され、「基礎分野」に限り、例外が認められているが、「専門基礎分野」も例外の対象とすることを求める。 | 看護師養成所においては、専任教員(看護師)の確保が困難な状況にある。その対策の一環として、ICTを活用した遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供したいが、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)で、基礎分野以外の授業は「同時に授業を行う学生数は原則40名以下であること」の例外が認められておらず、遠隔授業により同時に40名以上の学生に授業を提供することができない。 | |
| H29 | 148 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し(人数) | 精神障がい者の雇用促進と手帳取得促進のため、手帳を所持する精神障がい者は他の重度障害者と同様に、1人の雇用者を2人分の雇用とカウントする。 | 精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。 平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることになっており、企業の採用意欲・障がい者の就労意欲を高める取組が必要である。 | |
| H29 | 149 | 04_雇用・労働 | 都道府県 | 徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 精神障がい者の雇用促進に向けた法定雇用障がい者数の算定方法の見直し(就労時間) | 精神障がい者の就労時間について、短時間労働の下限である20時間を緩和する。 | 精神障がい者は、他の障がい区分と比べると、平均勤続年数が短く、雇用割合も低くなっている。 平成30年度から、精神障がい者が法定雇用率に算入されることになっており、企業の採用意欲・障がい者の就労意欲を高める取組が必要である。 | |
| H29 | 150 | 02_農業・農地 | 都道府県 | 徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 土地改良法 | 農業基盤整備促進事業における面積要件の見直し | 小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面積要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。 | 本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な3haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組みにくい。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---|-------|--------------|---|---|--|---|---|
| H29 | 151 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 | 中山間地域等直接支払制度の協定期間の見直し | 中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。 | 高齢農家にとっては、「5年間」の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。 | |
| H29 | 152 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 徳島県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路法施行規則第4条の5の5 | 新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和 | 近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IoT、UAV、夜間・気象外観画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる。近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするための要件を緩和すること。 | クワッドコプター等の落下については、部材が支障とならぬ橋梁点検車のブームが入らないため不可視箇所が存在する。そのため、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障をきたすとともに、多大な費用を要する。 | 【国土交通省】 (12)道路法(昭27法180) (1)地方公共団体による橋梁等の点検については、以下のとおりとする。 ・橋梁等の点検を支援する新技術については、その開発を促進するとともに、活用可能なものから随時現場への導入を図ることとし、新技術を導入する際には、道路メンテナンス会議等を通じて、当該技術に関する地方公共団体への周知を図る。さらに、現在、導入を検討しているものについては、早ければ平成30年度からの現場導入を目指し、技術検証を進める。 ・橋梁等の点検に係る支援措置については、引き続き、技術面(地方公共団体等の職員に対する研修等)や財政面での支援を行うとともに、実施体制面での支援として、地域一括発注の一層の活用促進を図る。 ・点検の頻度(施行規則第4条の5の5)をきむ定期点検の在り方については、平成26年度から開始した5年に1度の定期点検の一巡目の実施状況を踏まえ、平成29年中に専門家の意見の聴取を開始し、国民の安全確保を前提としつつ、地方公共団体が持続可能で、かつ、実効性ある点検を実施することができるよう、地方の意見も聴きながら早期に結論を得るべく検討を進める。 |
| H29 | 153 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 学校教育法第19条 学校給食法第11条 児童保護および児童児童児童児童に対する就学援助費に係る事務処理要綱について(文初財第二号昭和三十九年二月三日文部省初中局長・体育局長通達) | 学校給食費に係る既存の支援制度の見直し | 学校給食費を安定的に実施するため、経済的に困難している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費負担額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるように制度の見直しをする。 | 保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 | 【文部科学省】 (18)学校給食費に係る就学援助費に関する事務 学校給食費に係る就学援助費については、学校給食費のものを現物給付として提供する場合等は保護者の委任状を要しないこと、地方公共団体に平成29年中に通知する。 [措置済み(平成29年10月19日付文部科学省初等中等教育局通知)] |
| H29 | 154 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 金沢市 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34 | 介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲 | 全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。 | 中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有して、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウがあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。 ※現在、指令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。 | 【厚生労働省】 (4)介護保険法(平9法123) 指定介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理体制(地方自治法(昭22法167)の22条の17の2第1項)により中核市に移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年までに結論を得る。その結果に基づいて必要措置を講ずる。 |
| H29 | 155 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 奈良県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 指定文化財管理費国庫補助要項 | コミュニティ形成による無住社寺を中心とした安全性確保(防災・防火・地震対策含む)、地域活性化を促すための柔軟な活用 | 無住社寺保護・活用のため、現行の指定文化財管理費国庫補助金は、補助対象が防火設備の保守点検等に限定されているが、無住社寺を中心とした地域安全計画の策定費用、警備会社による警備準備、美術工芸品及び民俗文化財の免震、耐震、小修理、小規模調査、展示設備、解説リーフレット、模造・模型製作など公開・活用に関わることなど、地方が地方の実情に応じて柔軟に活用できるように、補助先において経費配分の自由度を高めること。 | 【改正の必要性】 ・既存の指定文化財管理費補助制度では、無住社寺の保護・管理及び活用に使える補助制度がないため、無住社寺の荒廃を防ぐことができない。 【支障事例】 ・既存の指定文化財管理費補助制度の対象は防火設備の保守点検、建物の小修理・防火・除雪、庭園や民家の環境保全など、主にハード対策、保存に偏っている。 ・本県の東部山間地域などに見られるような、いよゆる限界集落といわれる地域では、無住社寺が増加しているが、これらに防火・防犯機器を設置しても、それを支える体制が脆弱であり、例えば警備が滞りかねないため、警備会社に委託するなどの対応が必要。現行ではこれに対応するような補助制度はなく、対策の遅れや被害の拡大が懸念。 (参考)県内の無住社寺の状況 1811カ所…詳細は別添の2のとおり ・また、公開・活用の環境を整備するための補助が手薄であり、文化財を核とした地域の活性化を停滞させている。 ・このような背景から、文化財の維持管理が所有者にとって負担となり、売却するという事案も生じている。 <本県における文化財虎視の実態>(過去10年間) ・熊取寺(大和郡山田市) 仏像ほか(H21・H25・H27) | |
| H29 | 156 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 奈良県 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 学校教育法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 高等学校設置基準 学校施設環境改善交付金交付要綱 地震防災対策特別措置法 | 公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について | 公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改修事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。 | 公立高等学校施設の老朽化対策は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により、義務教育である小中学校の整備は、文部科学省の学校施設環境改善交付金等の交付対象となるが、公立高等学校施設においては、一部を除き国庫補助の補助対象とならず、かつ、地方債を利用した整備事業も一部を除き毎年度の元利償還金の交付後償還等なく、地方財政措置が講じられていない。 就学支援金等高等学校教育に係る支援により、高等学校の進学率は97%を超える(文部科学省調査)ところ、ほぼ全ての国民に関係が生じている中で、生徒が生活の大部分を過ごす高等学校施設の整備の必要性がこれまで以上に高まっている。 【支障事例】 本県における、昭和44年度以前に竣工した高等学校の校舎等施設は、文部科学省の耐震化調査対象ベースで24%であり、うち昭和39年度以前に竣工したものが10%のため、今後老朽化対策として多くの施設の長寿命化改修及び建替えが必要となる。耐震化された高等学校施設は、平成29年4月1日現在87.2%であるが、今後耐震化のための10棟以上の建替えが必要と見込まれる。耐震補強と同時に外壁改修や屋上防水の大規模改修を実施しているが、国庫補助金の補助対象外であり、臨時高等学校改修等事業債を充当し実施しているが、起債償還時の地方財政措置は講じられていない(耐震補強は、地域防災計画に避難所として位置づけられる学校は緊急防災・減災対策事業債を充当し実施)ため、財政負担が大きくなり、耐震化の遅れも懸念結果となった。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|-------------|-------------------|-----------|--------------|---|--|--|---|---|
| H29 | 157 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 奈良県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱、要綱 | 水道管路緊急改善事業の拡充(補助対象管種に劣化して耐震性が低い小口径鋼管を追加)(参考)補助対象は現在使用中の管種を限定したものを | 厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している800mm未満の小口径鋼管は補助対象外であるが、継手部が脆食し易く、経年劣化により耐震性が低い小口径鋼管を追加(参考)補助対象は現在使用中の管種を限定したものを | ・現在布設している800mm未満の小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であるため腐食し易く、漏水事故が頻発するとともに経年劣化に伴い耐震性は実態として無い状態になっている。 ・旧型鋼管からの鋼管を使用している場合は、強度上耐震性が無いものとして、更新する際は補助対象外になっているが、このダブル鋼管等以上水準で布設している補助対象外の小口径鋼管の方が漏水等の事故率が高い。 ・本県では、奈良盆地全域に給水しているが、水源を盆地の外から引き込み、浄水場が高地に位置することから、この位置エネルギーを有効に使用するために送水管路の水压が高圧になる。このため、高圧に対応出来る補助対象外の鋼管の使用割合が高く、この管路の耐震化整備を行う際に現行交付金制度を活用できない。 (鋼管使用比率:本県58%、全国平均6%) | |
| H29 | 158 | 11.その他 | 都道府県 | 奈良県 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条 | 地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設等の範囲の拡大 | 地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設等の範囲に文化施設等を追加すること。 | 本県では市町村合併もありましたが結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない・現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘され、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込みにくい。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性及び公益性を確保しながら、山間や民間委託等が困難である地域において、事業の実現が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。 | 【6】総務省 【13】地方独立行政法人法(平15法118) 地方独立行政法人の業務の範囲(2条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合は、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とするについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 159 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 奈良県 | 総務省、文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条 | 幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和 | 幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。 | 人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では結果に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要と見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多く、都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できるとともに、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。 | 【6】総務省(1)【文部科学省(1)】 【7】学校教育法(第22条26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実施、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方針について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 160 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 奈良県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 森林法令の改正 | 森林環境税(仮称)を財源とした市町村主体の森林整備の導入に向けた制度改正にあたっては、都道府県が地域の課題に応じて実施できる制度とする。 | 森林環境税(仮称)を財源とした市町村主体の森林整備の導入に向けた制度改正にあたっては、都道府県が地域の課題に応じて実施できる制度とする。 | 森林整備を効果的なものとするためには、森林の有する機能や地域の実情を踏まえた森林管理制度とそれを実施する体制が必要である。 現在、林野庁が「森林環境税(仮称)の促進」として具体策(案)を示している市町村主体の森林整備を本県で実施した場合、十分な数の専門職員が配置できない等、森林管理制度と実施体制の不備により、効果的な森林整備が行われない恐れがある。 | |
| H29 | 161 | 03.医療・福祉 | 全国知事会・全国町村会 | 全国知事会、全国市長会、全国町村会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第34条の8の2第2項、 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)、 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に「従うべき基準」の廃止又は参酌化 | 放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。 | 1.背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「こども未来戦略アクションプラン」の中で、平成31年度末までに20万人分の追加的な整備を進め、毎年度改善を進めるとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。 しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営改善の意図は極めて高く、その主たる原因は、放課後児童支援員がクラブに従事する者から、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が生じているからである。 放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ過酷な状況である。 このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、20以上の地方公共団体から報告されている。 2.人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経歴確認が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないが、研修の機会が十分にない。人材不足から現場の勤務シフト確保先を急ぐため、研修受講率は低く、かつ、研修受講率が低い地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。 また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を折ってしまう事例も見られる。平成31年度末までに19万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めらるべきである。 3.人員配置基準 人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学校の児童数は40人以下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の人数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学校に1名以上の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童クラブの職員配置は1名に留められている。これは必ずしも、前山田が数人の放課後児童クラブにまつては必ずしも | 【6】厚生労働省 【3】児童福祉法(第22法16) 【13】放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法第34条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法第34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子ども等の安全性の確保等一定の質の担保を踏まえて地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|-----------------|---------------------------|-----------------------|---------------|------------------|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | <p>求めているのは通称規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。</p> <p>4. 潜在的待機児童の問題 前年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数は待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。</p> <p>女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童数は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を年遅らせて2020年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学率、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。</p> <p>少子化は速む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。</p> <p>5. まとめ 全国どの団体から集められた放課後児童クラブの人員不足に関する支援は、多様な要因によるものであるが、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。</p> <p>また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く変わらない。保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について「こども未来一括法」に続き、本年6月閣議決定された「こども未来一括法」や本年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を行っているため、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのは、遅きに失する。</p> <p>放課後児童数に関する施策については地方が先行して実施している分野であるが、従事する者及びその員数について従うべき基準とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、技術的な基準の見直し(「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し)を行うべきである。</p> | | |
| H29 | 162 | 10.運輸・交通 | 全国知事会・ 全国市長会・ 全国町村会 | 全国知事会、全国市長 会、全国町村会 | 警察庁、国土交通 省 | B 地方に対 する規制緩和 | 道路交通法第44条、第46条 | コミュニティバス等が路線バ ス停留所を利用する場合の 基準の明確化 | 当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等にも周知すること。 | 路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バスの停車位置まで移動する必要が生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。 | 【警察庁(1)】【国土交通省(9)】 道路運送法(第26条183)及び道路交通法(第35条105)一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白輸送)及び公共交通空白地有償運送に限る。)に使用される特定の車両については、都道府県警察がその構成員として加えられた地域公共交通会議(道路運送法施行規則(第26条運輸者令)9条の2)又は運営協議会(同令51条の7)で認められた一定の停留所において、道路交通の実態に応じて、停車又は駐車禁止する場所の特例(道路交通法46条)について適切な対応がなされるよう、都道府県警察に平成29年度中に通知する。 |
| | | | | | | | | | <p>【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に乗り入れる路線定期運行のバス路線に絡み合っているが、路線定期運行のバス停に乗り合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。</p> <p>これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要があり、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。</p> | | |
| H29 | 163 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 山形県、青森県、宮城 県 | 厚生労働省 | B 地方に対 する規制緩和 | 医療法第七条 | 感染症病床と結核病床の区 分解消による結核入院体制 の見直し | 結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるよう制度や取扱いを見直していただきたい。 | 全国的に結核の低減が進化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、両病が経営的に結核病床を維持できず、廃止している傾向にある。 | 【厚生労働省】 (1)医療法(第22条205) (1)結核患者については、同室に入院させることにより感染の危険のある患者を他の患者と同室に入院させない(施行規則105条)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 |
| | | | | | | | | | <p>大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報提供するため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。</p> | 【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。また、様々な情報が断片的に把握され、適切な対応が困難な状況であった。被災者が混乱をきたす中、当市では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報が必要とされる被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。 <p>また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。</p> | |
| H29 | 164 | 08.消防・防災・ 安全 | 指定都市 | 熊本市 | 内閣府 | B 地方に対 する規制緩和 | 災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第6-1-(2)-ウ | 災害救助法における情報提 供手段の適用拡大 | 大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報提供のため、コールセンター設置等の情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。 | 【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。また、様々な情報が断片的に把握され、適切な対応が困難な状況であった。被災者が混乱をきたす中、当市では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報が必要とされる被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。 <p>また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。</p> | |
| | | | | | | | | | <p>【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条)が定められ、災害救助事務取扱要領により、応急救助に当たっての留意事項として、情報提供について、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮することとされている。(第6-1-(2)-ウ)</p> | | |
| | | | | | | | | | <p>【支障事例】 現在の制度では、コールセンターの設置は災害救助法の適用外となっており、正確な情報が必要とする被災者へ提供することに苦慮した。また、職員が電話対応に追われ、他の優先すべき災害業務に直ちに従事することができなかった。</p> | | |
| H29 | 165 | 08.消防・防災・ 安全 | 指定都市 | 熊本市 | 内閣府 | B 地方に対 する規制緩和 | 災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4-1-(1) -イ(エ) | 災害救助法における避難所 設置要件の適用拡大 | 大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やテント等の設置だけでなく、車中泊も含めていただきたい。 | 【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所となった。 | |
| | | | | | | | | | <p>【現在の制度】 災害救助法により、救助の種類(第4条第1項)が定められ、災害救助事務取扱要領において、避難所の設置について(既存の建物)が得られないときは、野外に応急仮設建築物を設置し、あるいはテント等を設置して実施することもやむを得ない(第4-1-(1)-イ(エ))</p> | | |
| | | | | | | | | | <p>【支障事例】 現在の制度では、車中泊の場合は、避難所とみなされず、災害救助法の適用外となっている。そのため、食品の供与や飲料水の供給、医療の提供に苦慮した。</p> <p>また、多数の車両の乗り入れにより、地下の配水管が破損するなどグラウンドが破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となった。</p> | | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 | |
|-----|---------|-------------|---------|------|-------|--------------|---|------------------------------------|--|---|---|--|
| H29 | 166 | 08.消防・防災・安全 | 指定都市 | 熊本市 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 災害救助法における現物給付の原則 | 災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化 | 大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則しつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしたい。 | 【提案の経緯】平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の約半数、276戸の約半数を占めている。この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の二者間で契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市(市長)、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となっており、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書が異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。生活必需品の支給についても、被災者や貸主とともに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したこと、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配達については、配送業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、手続を早く上回る時間を要した。 | 【現在の制度】災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。【支障事例】現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2名間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に際しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するという手段をとることができない。 | 【6内閣府】(1)災害救助法(昭22法118) (2)災害救助法(昭22法118)借上(みなし)に際しては、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体等に平成30年度中に周知する。 |
| H29 | 167 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 埼玉県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 大気汚染防止法 第18条の15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第26条(資料の提出の要求等) 建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等) | 大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大 | 大気汚染防止法、都道府県についてとも同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。 | 【現行制度】大気汚染防止法では石綿抽出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認めるとき、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。【支障事例】各自自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市)の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの懸念に支障が生じる。また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。 | 【6環境省】(1)大気汚染防止法(昭43法97) (2)大気汚染防止法(昭43法97)都道府県知事(関係行政機関)の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28条2項)については、この地方の特性を考慮するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成32年度中に通知する。 | |
| H29 | 168 | 11.その他 | 都道府県 | 埼玉県 | 財務省 | A 権限移譲 | 会計法第48条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条 | 国の会計事務に関する委任権限の指定都市への付与 | 指定都市が国の会計事務(以下、国費事務という)について、委任を受けることが可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで実行できるようにする。 | 【現行制度】国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととされている。この規定に基づき、都道府県国費事務に委任し、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国の委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金(交付金を含む)に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請等の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続(官庁会計システムの打込み作業等)のみを担っている。【支障事例】指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することとなるため、県への説明等に時間を要するだけでなく、情報開示必要資料作成等の事務処理も行わなければならない。また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種届出(示達確認、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその取組も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。 | | |
| H29 | 169 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 土地法第55条第2項、第3項 | 市町村土地法面整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更 | 市町村が施行する土地法面整理事業の事業計画を縦覧した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会が審議することとする。 | 【現行制度】市町村が施行する土地法面整理事業の事業計画を縦覧した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会が審議することとされている。なお、都道府県施行の事業計画に対する意見書についても、都道府県都市計画審議会に付議し、同審議会が審議することとされている。【支障事例】都道府県都市計画審議会が県で説明するに当たって、事前に市町村へ聞き取りをする必要があり、2週間程度要している。また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えられており、市町村の実情を踏まえた柔軟な開催が困難である。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県都市計画審議会委員26名;平成29年6月現在)、学識委員及び県議会議員の日程調整や議案の事前説明、会場の手配に3か月程度の準備期間を要すること、都市計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催期間(6月、9月、12月、3月)を限って開催する必要があり開催することが限られる。こうしたことから、意見書が提出されるまでの審議や事業計画の決定に時間を要している。さらに、審議会において県は施行者の意見を代弁する形となっており、施行者自身が審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。 | | |
| H29 | 170 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 埼玉県 | 環境省 | B 地方に対する規制緩和 | 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱 | 浄化槽市町村整備型の交付要件の弾力化 | 合併処理浄化槽への転換に効果的な浄化槽市町村整備型の交付要件(備置型社会形成推進交付金)について、戸数要件を見直すこと。 | 【現行制度】本県では、河川の水質改善のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しており、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標としている。浄化槽市町村整備型は、交付金の交付要件が実施要綱で定められており、①事業が3年以上継続した場合、②累積50戸以上整備した場合、③過疎地域自立促進特別措置法等に定める地域のいずれかの条件を満たす場合にあつては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上としている。本県の東秩父村は上記3つの条件いずれも該当していることから、交付を受けるためには事業年度内に10戸以上の整備が必要である。なお、例外規定として、事業が7年以上継続した場合であつて事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合や、累積100戸以上整備した場合であつて事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合には、10戸以上整備ができなかった場合でも交付を受けることができる。【支障事例】本県の東秩父村における平成28年度の整備戸数は6戸で、10戸の戸数要件を満たすことができない国交付を受けることができなかった。全国一律の基準では、人口規模の小さい町村部には達成が困難である。また、東秩父村は県の計画と同様に平成37年度までに人口普及率100%を目指しており、例外規定について生活排水処理基本計画の経費にしなければ達成できるとはならない。 | | |
| H29 | 171 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 埼玉県 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 旅行業法 第3条、第4条、第5条、第24条 | 全国旅行業登録業者の情報一括公開 | 旅行業法に基づき、観光庁や都道府県に登録している旅行業者の登録情報を一括して観光庁のホームページ等で公開すること。 | 【現行制度】旅行業法第3条・第4条・第5条・第24条に基づき、旅行業者の登録情報は各登録先で管理している(第1種は観光庁、第2種・3種・地域限定・旅行代理業者は本社が存在する都道府県)。また、平成26年7月25日付総務省第308号「登録旅行業者の登録情報の公開について」に基づき、観光庁や都道府県は各ホームページ(以下、HP)等で登録旅行業者の登録情報を公開している。【支障事例】住民が旅行商品購入前に業者の信頼度を知るために登録状況を確認したい場合や、民間事業者等が旅行業務に係る取引を検討する際に信用情報として相手方となる事業者の登録状況を確認したい場合に、登録先ごとにHPで掲載している情報と見なければならぬ。旅行業者の本社所在地が不明な場合、HPを1つずつあたることがあり、手間がかかる。また、そのうち住民や民間事業者等から都道府県に問い合わせがあった場合には、都道府県も他自治体の登録状況を一括して見られないため、迅速な回答が難しい。【制度改正の必要性】住民が信用情報を確認するのは、旅行商品購入に関するトラブル発生時が多い(例:代金振込後に航空券が届かない)。その状況下で、相手業者の本社所在地が分からず、かつ、別々に掲載されている登録情報を1つずつ確認することは、トラブル解決に要する時間を要することに繋がる。観光庁と都道府県が公開する登録情報(登録番号、業者名、登録年月日等)を一本化し、定期的に更新することで、住民等が情報検索に要する手間が軽減され、トラブルの迅速な解決に資する。 | | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---------------------------------|-----------|--------------|---|--|--|--|---|
| H29 | 190 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 岐阜市 | 法務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2 | 生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められた。 | 成年後見人(精神上の障害により事理を認識する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困難状態を自覚してなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。成年後見人は、成年後見人にならなくて財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年後見人になって保護申請することができない。 民法における単純な代理による申請とは異なるものであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものではない。 また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができることとすべきである。 なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消されない。 | 6【法務省(1)】【厚生労働省(15)】 生活保護法(第25条14) 保護の実施機関が行う職権による保護の開始(25条1項)については、資産がない必要保護の状態にある成年後見人が適切に保護されるよう、保護を要するにもかかわらず意思表示できない場合は、職権をもって保護を開始しなければならないこととする(「急迫の場合」に該当することについて、平成29年度中に地方公共団体に通知する)。 あわせて、要保護者の見直し・連絡に關し、保護の実施機関と連携する関係機関として成年後見人が含まれることを明確化するため、平成29年度中に地方公共団体に通知するとともに、その旨を成年後見制度に関する機関に情報提供する。 | |
| H29 | 191 | 02.農業・農地 | 指定都市 | 京都市、鳥取県、徳島県、堺市 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条 | 市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化 | 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。 | 市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結までに1箇月程度を要している。 このように、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることと理由に開設を断念されたことが、少なくも2件発生している。 本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」 | 6【農林水産省】 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58) 特定農地貸付けに係る手続きについては、事務の簡素化及び迅速化を図るため、貸付協定の締結を含めた手続の簡素化の事例及び農業委員会への特定農地貸付けの承認(3条)申請を行っても、特定農地貸付けを行うとする農地に係る所有権又は使用収益地の設定に関する契約手続を行うことが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 |
| H29 | 192 | 11.その他 | 指定都市 | 京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第242条 | 住民監査請求の不適用却下要件の見直し | 請求者が総代を連任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適用法ものとして却下することができることとする。 | 地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じながら、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適用法となると考えられる。監査請求を却下することはできないとされる。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事案が生じた(過去には3,900人を超えることもあった)。この事案において、総代が置かれず、また請求がなされ、陳述の機会の手与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用が生じた。 | |
| H29 | 193 | 11.その他 | 指定都市 | 京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式 | 住民監査請求に係る請求書の様式の見直し | 請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参考に監査委員が定めることができるようにすること。 | 【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内の制限がなかったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について聞かれるが、「様式として定められているので」としか答えられない。 | 6【総務省】 (2)地方自治法(第242条67) (1)住民監査請求に係る職員措置請求書(施行規則13条)については、平成29年度中に各府県を修正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。 |
| H29 | 194 | 11.その他 | 指定都市 | 京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号 | 住民監査請求の監査期間の規定の見直し | ① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じて、60日の期間を延長することができる。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。 | 【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事案が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。例えば、5会派・58議員に政治活動費の不当利得があると住民監査請求においては、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要がある。監査の結果を出すまで122日間を要したところである。監査期間が一律に定められているため十分な内容の審査ができず、結果として粗雑な監査になる場合も考えられる。必要十分な証拠入手し、監査結果を出すことが制度設計(債権、裁判例)住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされる。川にのみと解されるどころ、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。 | |
| H29 | 195 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 広島市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条～第15条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条 | 精神医療審査会における開催・議決要件の緩和 | 精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員会を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から見直し聴取することで議事を開催し議決することができるように、規制緩和を求める。 | 精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療、保健福祉及び法律)の委員5名で構成する合議体で行い、各合議体は医療者以上、保健福祉者以上、法律者以上の委員で構成することとされている。 また、平成29年度には、1名しかいない出席委員から審査会当日急な欠席届が出たことがあった。この際は何らかの代替委員を2名以上に一度開催している。 この審査会は、同法施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。 欠席がある場合は代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。 各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。実際、平成27年度に、代替委員の都合がつかず審査会を延期し、各委員の日程を再調整した結果、14日遅れて審査会を開催することとなった。(厚労省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査結果通知は請求受理から概ね1ヶ月以内に通知することとされているが、当初通知を予定していた日から14日間遅れ、請求受理から42日後の通知となってしまった。 また、平成29年度には、1名しかいない出席委員から審査会当日急な欠席届が出たことがあった。この際は何らかの代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。このように、迅速な審査に支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであることから、医療委員2名を迅速に3名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとする二つで、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。 | 6【厚生労働省】 (13)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第25条123) 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とする等について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---------|-------|--------------|--|----------------------------|--|---|---|
| H29 | 196 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 広島市、広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条 社会福祉士及び介護福祉士施行規則附則第13条 | 喀痰吸引等研修の見直し | 喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求め、 喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求め、 | 喀痰吸引や経管栄養という医療行為は医師又は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。 介護職員等、喀痰吸引等研修は、都道府県による認定を受けられ、喀痰吸引を実施することが可能となる。 しかし、認定を受けるには1年以上の研究や10回以上の実地研修が必要であることから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間をかけて職員に研修を受講させることは容易ではない。また、研修受講者数に対し、実地研修の協力利用者が不足しており、1年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。 そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。 | 6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (27)介護職員等研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 197 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 広島市 | 厚生労働省 | A 権限移譲 | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8 | 喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲 | 喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求め、 | 広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事業があった。このケースでは、内部通報による問題が発覚し、指導を行うことができなかったが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。 介護福祉士法上、指定都市には介護事業所への入居立寄り検査を行うための権限があるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていたため、現状では、広島県と一緒に検査を受けることができない。 また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することは是非も含め、更なる事務の効率化に向け検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | 5【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (27)介護職員等研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 198 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 広島市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護サービス施設・事業所調査 | 介護保険事業に係る調査結果の提供 | 介護保険事業における介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求め、 | 市町村は、国が定める基本指針に照して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。 計画の策定に当たり、地方公共団体の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ期間に何度も回答が必要」となっており、手間がかかる等の不満の声が出ている。 そこで、調査の趣、質問項目の重複を避けながら、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体の詳細の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。 | 6【厚生労働省】 (20)統計法(平19法53) (21)介護保険法(平19法123) (22)介護サービス施設・事業所調査の調査情報については、所定の要件を満たした申請があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】 |
| H29 | 199 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 広島市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項 | 市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化 | 特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更が生じる場合において、当該圏域内の市町村との協力が生じたときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにすることを求める。 | 広島市は、経済面や生活面で課題が深い。山口県と7市町を含む近隣の23市町と広島県都市圏を構成し、国の「連携中核都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかに様々な施策を展開を図っており、その中で、将来的には当該都市圏において介護サービスを提供する体制を整備したいと考えている。 しかしながら、現在の法体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県計画」といふ。)及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村計画」といふ。))において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。 こうした中、当面の課題として、都道府県計画で定員総数を定める広域型特養には事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員総数を定める地域密着型特養は、利用定員数に対して割高な用地費や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、繰り返し募集を行っても事業者の参入がない。そこで、広域型特養に定員数を振り替えようとしても、都道府県計画及び市町村計画の変更には審議会への諮問やパブリックコメントの実施等で数ヶ月の時間を要することから、設置認可が間に合わず、計画期間内に市内で必要定員総数の確保ができない状況となっている(別添のとおり)。 このため、老人福祉圏域内の市町村と都道府県が協働して、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにしてほしい。 なお、都道府県計画と市町村計画及び実態に差が生じることについては、特養全体の定員総数には変更がなく、また、影響が考えられる同一圏域内の市町村とは事前に協議を行うこととしていることから、計画の趣旨を損ねるものではないと考える。 | 6【厚生労働省】 (20)介護保険法(平19法123) (21)介護サービス施設・事業所調査の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が積極的にサポートに対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護施設建設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 200 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 広島市、広島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条 | 全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和 | 厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。 | 平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して全国ひとり親世帯等調査を実施した。 この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島県では調査会社に業務を委託した厚生労働省から支払った委託費を縮減する結果となった。 そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としてほしい。 | 6【厚生労働省】 (40)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの活用や許可制による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。 |
| H29 | 201 | 09.土木・建築 | 指定都市 | 広島市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 道路法第33条第1項 | 道路占用許可に係る基準の弾力化 | 道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるように、道路占用許可基準の弾力化を求める。 | 道路空間を活用したまちのびやびびりや各地で進められているが、道路の占用許可は、原則として、道路の敷地外に余地がないことや、歩行者の妨げを及ぼすおそれがあるなど、許可基準が厳格である。 しかしながら、道路の中には、歩行空間に余裕のある歩道や緑地帯など、一定空間の占用を認めれば機能上支障が生じないケースもある。実際、広島市では、副道や副道の歩道も含める100mに及ぶ道路(平和大通り)があり、この道路の緑地帯等での占用を許可しても交通上支障は生じない、前記の基準があるため道路占用を許可することはできない。 都市再生特別措置法において、都市再生整備計画の作成等で前記の基準は緩和されるが、道路管理者が一定の区域で占用を認めても支障がないと判断し、それを市町村や警察も同意しているような場合には、都市再生整備計画の作成等には必要ないものとする。 そこで、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切であると認めるものについては、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則を緩和し、許可基準の弾力化を求める。 なお、都市再生特別措置法の特別措置法を活用する場合、前述の地域は既に都市機能などが集積している市街地であるため、都市再生整備計画に該当な基幹事業などを盛り込むことが困難であり、同計画における目標や評価指標の設定が課題となる想定される。また、まちのびやびびり「創出を図る提案事業については、その事業内容を詳細に決定した上で、公安委員会などの同意を得るための社会実験等が求められるなど、事業者(占有者)の負担が大きくなることも想定される。 | 6【国土交通省】 (12)道路法(昭62法180) (13)道路の占用の許可(32条1項)については、同許可に係る無余地性の基準(33条1項)の充足について道路管理者が判断するに当たり、経済的な要素や利用者の利便性を含めた諸般の事情を考慮できると及び都市再生特別措置法(平成28年度)に基づき道路の占用許可基準の特例を定めるに当たり、公益施設等の設置に関する事業等を記載事項に含まない都市再生整備計画を策定することが可能であることについて、平成29年度中に、これらの取扱いに係る活用事例集を作成するとともに、地方公共団体に改めて周知する。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 | |
|-----|---------|---------------|---------|---------|-----------------|--------------|--|--|--|---|---|---|
| H29 | 208 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 高岡市 | 内閣府、文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども子育て支援法第19条、学校教育法第26条 | 子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し | 年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育に必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づき支給認定の対象とする | ＜現状＞ ・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき施設型給付を受けられる。 ・幼稚園及び認定子ども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設型給付を受けられているのが実情である。 ・幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってきた児童のためのフールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、我が国をはじめ、イケア初期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自初心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。年度当初2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通常の教育内容を備えむことができず、児童の成長に影響がある。 ＜支障事例(その他)＞ ○施設3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり16万円程度)を受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3号無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。 | 6内閣府(19)【文部科学省(17)】 子ども子育て支援法(平24法65) (1)幼稚園における公認児の受け入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児保育の発達の進捗を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | |
| H29 | 209 | 09.土木・建築 | 市区長会 | 特別区長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・道路法第47条の7(道路の立体的構造の決定) ・都市計画法第12条の11(道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うための地区整備計画) ・建築基準法第44条(道路内の建築制限) | 駅前広場等における立体道路制度の適用要件の緩和 | 駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条の1(第2号)及び自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。 | 現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅前広場(街づくり)において、都市計画マスタープランに定める駅前周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上のため、駅前広場の整備を進めている。広場の事業用地にかかる地権者には小売店を移転するも多く、生活再建の途として代償費は概算決定を希望する者が多い。駅前周辺では市街地が形成しており、代償費の取得が困難で事業進捗に支障をきたしている。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用して、商業テナントと住居が共存するビルを建設する案を検討している。区としては、駅前周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。 | 6国土交通省) (6)建築基準法(昭25法201)及び都市計画法(昭49法100) 立体道路制度については、道路の上空空間を立体的に活用する事業のコースに関する調査の結果を踏まえ、都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平14法22)2条3項)の指定を受けにくい地域(一般道路においても立体道路制度の活用が可能となる方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | |
| H29 | 210 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 特別区長会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和 | 身体障害のない高次脳機能障害者に対しての自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第1項で規定される「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種別によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。 | 高次脳機能障害者については、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支障を来たす事例がある。 この事項については、理学療法士や作業療法士の専門職種が、対象者の障害の個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価を行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることを、機能の改善や代償機能の獲得のため、有効である。このリハビリテーションは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。 | 6厚生労働省) (6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (注)自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のコースを踏まえ、利用できるの要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等概算決定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 211 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)別表第2 | 施設型給付対象施設における重度障害児の受け入れに対する公定価格の加算設定 | 施設型給付対象施設において障害児を受け入れるに当たり、現行の公定価格では障害児加算がなく、施設の種別で財政支援が異なる、特に障害が重度な場合などでは、受け入れに伴う特別需要を棚上げには十分とはいえず、施設型給付対象施設における重度障害児受け入れに対する適切な水準の公定価格の加算設定を求める。 | 施設型給付対象施設において障害児を受け入れるに当たり、現行の公定価格では障害児加算がなく、施設の種別で財政支援が異なる、特に障害が重度な場合などでは、受け入れに伴う特別需要を棚上げには十分とはいえず、施設型給付対象施設における重度障害児受け入れに対する適切な水準の公定価格の加算設定を求める。 | 施設型給付対象施設において障害児を受け入れるに当たり、現行の公定価格では障害児加算がなく、施設の種別で財政支援が異なる、特に障害が重度な場合などでは、受け入れに伴う特別需要を棚上げには十分とはいえず、施設型給付対象施設における重度障害児受け入れに対する適切な水準の公定価格の加算設定を求める。 | |
| H29 | 212 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 社会福祉法第2条第3項第8号 同法69条、72条 平成27年4月14日付社提案0414第7号厚生労働省社会・福祉局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設定及び変更について」の一部改正について(通知) | 無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更 | 無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。 | 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業経営地の都道府県知事に届出を行わなければならないこととされている。しかし、あくまでも届出制であることから、形式要件を整えた届出であれば、不届出の事業者であっても自治体の届出を受理させるを得ない。また、施設の数、運営等に関しては届出が指示されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。このため、さた本市では事業者の併発、事業運営の適正化を図ることを目的とした条例を平成25年に制定し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を踏まえ、平成29年1月には行政処分を行ったところである。しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後により調査や指導が可能になること、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を必要とするため、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者施設に入水できることが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な入所にあふサービスを提供し受けられない可能性がある。 | 6厚生労働省) (17)社会福祉法(昭26法45) 届出及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするに、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることあかしの確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に定めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | |
| H29 | 213 | 01.土地利用(農地除く) | 市区長会 | 指定都市市長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付申請等要領 他 | 社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化 | 社会資本整備円滑化地籍整備事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金交付要件として設けられたが、事業の実施要件の含みが難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。 | 選定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置付けられることが必要となるが、1工区の地籍調査は、一筆地調査、地籍図・地籍簿作成、図算、認定・法務局への届出に概ね1年を要するため、整備計画の前半は地籍調査が事業となる。このため、基幹事業の一つとして認められ、次期計画に位置付けられた場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地籍調査はどの工程まで完了する必要があるのかが不明瞭である。道路事業計画など用地買収が含まれる基幹事業は、事業者手が流動的のため、突如として整備計画に位置付けられた場合には、地籍調査の完了が間に合わない。また、基幹事業の着手予定が現行の整備計画期間より先である場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業として着手できない。さらに、社会資本整備円滑化地籍整備事業による事業効果の定量化が困難であるため、会計検査等での対応が危惧される。これらのことについて、県を通じて国に意見を伝えたものの、現在のところ、支障等は解消されいままである。そのため、現整備計画に位置づけられていない基幹事業についても、基幹事業の特許計画及び地籍調査の実施サイクルを鑑み、社会資本整備円滑化地籍整備事業として進捗ができるように現在の要件を和していただきたい。また、基幹事業に先行して行い、基幹事業の円滑化を図るものというところであるが、社会資本整備円滑化地籍整備事業により想定される事業効果を具体的に提示していただきたい。 | | |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|----------|-----------------|--------------|--|--|--|--|---|
| H29 | 214 | 09.土木・建築 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 河川法 | 社会資本整備総合交付金の要件緩和等 | 社会資本整備総合交付金の要件を見直すことによる、中小河川を含む河川管理施設の老朽化対策の適切な実施。 | 川崎市の維持管理する河川延長は約38kmあるが、そのうち、約6割が河川改修後概ね40年を過ぎ、施設の老朽化が顕著となっている。河川の社会資本整備総合交付金制度では、維持管理している河川(中小河川)の堤防や護岸等の維持・修繕については、要件に含めしむため、今後も老朽化が進んでいく河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮している。高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化を背景として、平成25年6月の河川法の一部改正により、維持・修繕に係る内容が規定されたことを鑑み、河川管理施設の堤防、護岸等については、中小河川のそれらについても適切な維持管理が行えるよう、交付要件の見直しを求める。 | |
| H29 | 215 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号) | 施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化 | 施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。 | 施設型給付費等の算定方法については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方にに対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の計算方法が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムに頼る算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 6内閣府(19)【文部科学省(17)】(厚生労働省(31)) 子ども・子育て支援法(第24条65) (a)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算1(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて(平成28年内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課))に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・職員1人当たりの平均経験年数の算定に当たっては派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・国家公務員の給与改定に伴う定額格(同告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法を周知する。 |
| H29 | 216 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号) | 施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化 | 施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。 | 施設型給付費等の算定方法については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○管外委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いのやり取り、お施設や自由時間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムに頼る算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。 | 6内閣府(18)【学部の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(第18法7)】(a)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6文部科学省(17)【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(第24条65) (a)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 217 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援交付金交付要綱 | 子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化 | 子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化。 | 地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を改めて発出しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があることや、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。現行では、国が要綱発出をするタイミングで県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国が要綱発出のタイミングと県の申請のタイミングを分けたくて、国の申請スケジュールを明確にしていれば、県の申請スケジュールも県のスケジュールを合わせることも可能となるので、国の要綱を早期に発出していただき、申請スケジュールを明確にしたい。 | 6内閣府(19)子ども・子育て支援法(第24条65)(イ)子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続きが可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の遅延的な発出を行うとともに、に、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。 |
| H29 | 218 | 02.農業・農地 | 一般市 | 黒石市、青森県 | 法務省、厚生労働省、農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条 | 農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。 | 農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数回の実習が行われる場合に限られていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修どちらのみのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。 | 6法務省(3)【厚生労働省(34)】(農林水産省(8)) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(第28法89) 農業分野における団体管理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者と農業者の間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の農場等で農産物生産等の実習を行い、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることに伴って、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であると、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---------|-----------------|--------------|---|--|---|---|--|
| H29 | 219 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条 | 全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和 | 厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。 | 平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握し福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査で、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査地区には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなくてはならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としたい。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 [6]厚生労働省 (4)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者のデータ等の補助的データの活用や全戸訪問による調査手法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。 |
| H29 | 220 | 03.医療・福祉 | 市区長会 | 指定都市市長会 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護サービス施設・事業所調査 | 介護保険事業に係る調査結果の情報提供 | 厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。 | 市町村には、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ期間に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の趣、調査項目の重複を減らすため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 [6]厚生労働省 (3)統計法(平成19年法33) 介護サービス施設・事業所調査の調査情報については、所定の要件を満たした申請があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度に周知する。 [措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)] |
| H29 | 221 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 松戸市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・児童福祉法第46条 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号) ・子ども・子育て支援法第14条、第39条 ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日府令第28号・平成28年6月20日一部改正)府令第390号・文部科学省令第1135号・児童福祉法第1207第2号 ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府令第391号・平成27年12月7日府令第390号) | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者も確認監査実施者間でも指導監査の強化 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく指導監査(施設監査)及び指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び本市が定める項目では半ば程度)、同じ監査項目においても監査の趣旨、実施態様、結果の取扱い等を二重に行うことになり、書類作成や地域対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。 ○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整をせざるを得ない、一層負担を増している。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反指摘等の発見が遅れ、そのような監査の違反状態が長期化する要因となる。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 [6]内閣府(1)【文部科学省(2)【厚生労働省(2) 学校教育法(第22法26)、児童福祉法(第22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法77)及び子ども・子育て支援法(平成24年法66) 特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等を行う。)及び確認監査(子ども・子育て支援法14条及び39条に基づく監査等を行う。)については、実施主体間で協働の上、効果的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できるとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 | |
| H29 | 222 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 宇治市 | 文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 保育所等整備交付金交付要綱 認定子ども園施設整備交付金交付要綱 平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について 平成29年度認定子ども園施設整備交付金に係る協議について | 保育所等整備交付金・認定子ども園施設整備交付金の申請手続き | 保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定していること」に準ずること条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。 | 事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定していること」が求められているため、協議参加に支障が生じている。また、認定子ども園施設整備交付金交付要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られている法人であること」と記載されているが、事業者が決定していることが求められているのが不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。 ※法人が確定していることに準ずること例として、保育所又は認定子ども園を運営するなど、一定の適格性が担保されている事業者から、新たな施設整備の打診を受けている場合や、議会手続きが行われているものが挙げられる。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 [6]文部科学省(7)【厚生労働省(8) 児童福祉法(第22法164)及び認定子ども園施設整備交付金認定子ども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一を図ると、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省) ・認定子ども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方向について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省・厚生労働省) |
| H29 | 223 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 宇治市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定子ども園の学校の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条 | 保育所・認定子ども園における代替職員の特例配置 | 保育所・認定子ども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなくなった場合に、職員不足により稚児発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。 | 年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れられないケースが発生している。 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 [6]厚生労働省 (3)児童福祉法(第22法164) (1)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準目を年度途中で変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。 [6]内閣府(18)【文部科学省(15)【厚生労働省(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法77) (1)幼保連携型認定子ども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定子ども園の学校の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準目を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定子ども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭確保の取組を支援する。 |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|---|-------|--------------|--|-------------------------------------|---|---|--|
| H29 | 236 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 京都府、徳島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 食品衛生法 | 地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備 | 食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備された。 | 食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例がある。 ○フランスの例 売り面積400㎡以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化 食中毒や食品事故の発生が現在よりも増加しないよう、現行制度よりも細かい規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備された。 (京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないというような内容の条例を制定しても無効である。) | |
| H29 | 237 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 地域の魅力再発見食育推進事業実施要領 | 農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し | 「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化 | 食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成29年度に補助金「和食」と地域食文化継承推進事業へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。 事業については、少額かつ事業の機会体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見合せの複数見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命に係る書類1式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分に及ぶため、段ボール単位で確認資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。 | 【農林水産省】 (12)国産農産物消費拡大対策事業補助金 国産農産物消費拡大対策事業補助金のうち、地域の魅力再発見食育推進事業については、平成30年度から交付金による措置とすることを検討する。また、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、交付申請及び実績報告等における提出書類を必要最小限のものとするよう、地方農政局に平成29年度中に周知する。 |
| H29 | 238 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 | 米穀等の取引等に係る情報の記録と米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し | SBS方式等で輸入される米の流通経路等について、都道府県に情報提供された。 | 各都道府県においては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米の産地伝達状況を監視しているところである。 外国産米の混入事業が発覚した場合、現状、府はSBS方式で輸入される米の流通経路等を把握していないため、指導対象業者に対する適切な検査等の実施に支障をきたしている。 同法に基づく流通経路が速やかにトースできるよう、SBS方式の常乳業者や流通経路等を都道府県に情報提供していただきたい。 | |
| H29 | 239 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 家畜伝染病予防法第60条 | 家畜伝染病予防法に基づく国の経費負担対象の見直し | 家畜伝染病予防法第60条に基づく国の経費負担について、国が定めたものだけでなく、都道府県が必要と認めるものについても対象を拡大された。 | 家畜伝染病予防法第60条に関する経費の負担は、家畜の伝染病の発生を予防し、又は蔓延を防止するために都道府県が行う経費の一部又は全部を国が負担するものであるが、対象となるのは国が定める検査費や旅費等に限定されている。 本法の目的を達成するために都道府県が必要と判断し実施した防疫服等の消耗品についても、本法において国の負担を定める必要がある。 | |
| H29 | 240 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 京都府、滋賀県、兵庫県、徳島県 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十一号)第210条第4項・第5項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成十八年十二月六日閣発第1206001号) | 共同生活援助事業所の共同生活住居に関する基準の参酌基準化 | 共同生活援助事業所の共同生活住居に関する基準の参酌基準化 | 共同生活住居の人員定員数については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十一号)第210条第4項(標準)とすべき基準)により、前項の場合は2人以上10人以下、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては人員定員を2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人以下とされており、第5項(標準)とすべき基準)により既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合は30人以下とされている。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成十八年十二月六日閣発第1206001号)により都道府県知事が特に必要があると認めるときは、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、共同生活援助は、他のサービスより、人員配置基準が緩やかであるため、共同生活住居を開設する際に、できる限り、大規模なもの設置を希望する傾向にある。 しかし、上記の規程により、大規模な20人以上が入居できる物件が見つからないため、使用できないケースがある。 そのため、上記規程を参酌すべき基準として、通知の「都道府県障害福祉計画において定める量に満たない」地域であることを廃止して、20人以上の大規模の共同生活住居を都道府県の裁量により、より簡易に設置を認めるようにすれば、共同生活援助の利用者の増加が期待できる。 | |
| H29 | 241 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 生活施設施設耐震化等交付金における水道施設等耐震化事業 | 水道施設整備に係る補助対象の見直し(資本単価要件の撤廃) | 水道施設整備に係る補助対象の見直し(資本単価要件の撤廃) | 現在、水道施設の耐震化(管路更新等)に係る整備補助について、資本単価要件(=水道用水1㎡当たりの資本費(減価償却費+支払利息費))が設定されている。 ・水道事業≧90円 ・水道用水供給事業≧70円 上記資本単価要件はハードルが高く、この要件に合致しない水道事業等の耐震化が実施できない自治体が府内南部に多い(京都府の用水供給事業も含む(府営水道の資本費:61円))。しかしながら、当該自治体においても水道事業等の耐震化に係る予算拠出が難しく、事業実施が困難であるが、管路の耐震化更新は、各自治体においても喫緊の課題であるため、上記資本単価要件の撤廃又は緩和を求める。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|------|--------------------|--------------|--|--|---|--|---|
| H29 | 248 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 静岡県 | 警察庁、国土交通省 | A 権限移譲 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第11条 | 自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し | 自動車運転代行業について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化で最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直し。 | ①根拠 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術助成に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業者の罰金や保険料を支払った上、法令で義務付けられている事項に関する必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 【支障事例】 県及び県公安委員会では、事業者に義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をすに当たり限界が生じている。 | 6【国土交通省】 (22)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57) (1)自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期報告の義務化については、都道府県において条例で規定することが可能であると明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 (2)自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、交通の安全及び利用者の保護の観点から、都道府県において条例で規定することが可能であると明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する。 |
| H29 | 249 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 千葉県 | 内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第19条の3、5 | 指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加 | マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報) | ①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定は、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯単位での確認の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではなかったため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間が足りない。 | 6【内閣官房(1)】【内閣府(2)】【総務省(15)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する法律(昭22法209)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することし、その旨を地方公共団体に通知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となつていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭22法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (国保府省、内閣府、総務省及び厚生労働省) (3)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の19)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することし、その旨を地方公共団体に通知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となつていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭22法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省、内閣府、総務省及び厚生労働省) |
| H29 | 250 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 千葉県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農山漁村地域整備交付金交付要綱 | 農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化 | 農山漁村地域整備交付金に 農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。 | 農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。交付の制上、交付決定前事業者手続上も可能となっているが、その時点で国費の担保が得られていない(交付決定前着手に対する国の借し書きも同様)。 県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。 なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とはほぼ同時に交付申請を行うにも関わらず、例年、4月中に交付決定が行われているところである。 | 6【農林水産省】 (11)農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域整備交付金の交付申請の審査については、交付決定の迅速化を図るため、平成30年度の申請から、審査手続を見直し、農林水産省と地方農政局が連携して申請内容の審査を行うことにより、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。 |
| H29 | 251 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 千葉県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 農林水産省関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱 | 農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和 | 「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更については、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。 | 国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林水産省関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。))」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイから、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができなかったため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。 | 6【農林水産省】 (9)農地防災事業等補助金 「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年度中に農林水産大臣の承認を不要とする。 |
| H29 | 252 | 06.環境・衛生 | 都道府県 | 千葉県 | 環境省 | A 権限移譲 | 自然公園法第7条第2項、第8条第3項 | 自然公園の公園計画変更に係る権限移譲 | 自然公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を減らすにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構築に改めていただきたい。 | 本県の自然公園では、水郷館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の技術的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営継続すらままならない状態にある。 現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。 そのため、本県において、民間事業者を誘引し、水郷館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入ると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。 計画変更は単国との判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい。現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが難しく、最終的には当該建物が廃棄されて、自然公園の景観を損傷する建物となる恐れもある。 | 4【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161) 自然公園に関する公園計画の変更(8条2項)については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題点を踏まえ、全国の自然公園の事例や、都道府県の意見を踏まえつつ、施行令第1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要とすることの可能性についても含めて、公園事業となる施設の種類の公園計画においてどのように扱おうかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---|-----------------|--------------|---|--|---|---|---|
| H29 | 253 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | A 権限移譲 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成25年法律第26号)第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条 | 幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲 | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市への移譲する。 | 中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかわる事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限(知事、政令市、中核市) ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限(知事、政令市(H30年4月～)) | 5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(5)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成25年) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) 【内閣府(2)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(6)】 子ども・子育て支援法(平成24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確保の取消し等(40条1項2号) (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) |
| H29 | 254 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | A 権限移譲 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成25年法律第26号) | 認定こども園に関する情報提供の権限移譲 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。 | 情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。 | |
| H29 | 255 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項 | 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定に関する特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直しなど、義務付けの緩和をすること。 | 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務量の削減化が実現できる。 また、特定地域複数保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。 なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではない。 | 6【内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平成24法65) (ロ)特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長が都道府県知事への同意を要しない協議(34条3項及び35条3項)については、届出とする。 | |
| H29 | 256 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 安心こども基金管理運営要領、平成29年度における保育所等の種別的な整備及び安心こども基金の取扱いについて(事務連絡) | 安心こども基金の実施期間の延長 | 安心こども基金の実施期間を延長し24年事業を認めることにより、保育所等の整備を促進する。 | 保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗しないケースが発生している。しかし、平成29年度の安心こども基金管理運営要領では、保育所等の整備関係事業の事業実施期限が平成30年3月31日とされており、29年度事業も認められていないため、実施期間を延長し24年事業を認めるとともに、裁量がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めたい。また、安心こども基金であれば時限を得た事業実施が可能となるため、市町村からも実施期間を延長し24年事業を求める声があがっている。 | |
| H29 | 257 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定こども園法 | 保育所等の人員配置基準の緩和 | 保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるように同基準第95条及び第96条の改正を求める。 | 国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園(6年分と比較して)保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年1月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定められる各時間帯において必要な保育士を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。 | 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭29厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準目を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等への調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。 |
| | | | | | | | | | | | 6【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24法77) (1)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級)の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26内閣府・文部科 |

| 年 | 年度別 管理番号 | 分野 | 提案団体の 属性 | 提案 団体 | 関係府省 | 提案 区分 | 根拠法令等 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|-------------|----------|-------------|-------------------------------------|-----------------|--------------|---|-----------------------|---|---|--|
| | | | | | | | | | | | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 学等(厚生労働省令1)5条3項等に係る子どもの年齢の基準目を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への対応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定子ども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) |
| H29 | 258 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号) | 保育室等の居室面積基準の緩和 | 第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の緩和を、都市部だけではなく特機児童が所在している新興住宅地等も適用できるように見直しを求める。 | 保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年度の待機児童数100人以上かつ前々年度の住宅地の公示価格の平均額が大都市圏の平均を28%)、大府県においては要件を満たす大阪市、重中支庁及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(128年4月現在)。 | 【厚生労働省】 【児童福祉法(第22法164)】 (1)保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第23厚生省令63)32条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年9月14日政令第289号)を定める政令(平成23年9月14日政令第289号)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行って、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示価格要件の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23政令289))の延長についても併せて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【内閣府(18)】【厚生労働省(29)】 競争前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成28法7) (目)幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。 |
| H29 | 259 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府 | 内閣府、厚生労働省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条 | 保育所等の設置に係る採光基準の緩和 | 建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める。 | 高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。 | 【内閣府(9)】【厚生労働省(16)】【国土交通省(5)】 建築基準法(昭和25法101) 居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光対策の合理化、土地利用の現況に応じた採光係数係数の選択制の導入、一休利用される専任居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。 |
| H29 | 260 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 安心こども基金管理運営要綱、認可化移行運営費支援事業実施要綱 | 認可外保育施設に対する補助条件の見直し | 認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し | 認可外保育施設の利用による待機児童の増加は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いかに対策を講じても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どものたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きたがら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可外保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多発している。認可外保育施設であっても、自由体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このよう多様な既存メニューを活用することで、効果的に待機児童を解消することができるものと考えられる。例えば、子どものための教育・保育費補助のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けながら施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるものとする。安心こども基金については、認可化移行を予定している認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できる見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育費給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。) | 子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いかに対策を講じても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どものたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きたがら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可外保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多発している。認可外保育施設であっても、自由体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このよう多様な既存メニューを活用することで、効果的に待機児童を解消することができるものと考えられる。例えば、子どものための教育・保育費補助のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けながら施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるものとする。安心こども基金については、認可化移行を予定している認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できる見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育費給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。) |
| H29 | 261 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合 | 内閣府、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月20日府告示第37号、28文科初第272号、児童発0823第1号) | 公定価格の償借料加算の実勢価格に応じた改定 | 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都府県別に区分された償借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める。 | 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都府県別に区分された償借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める。 | 平成28年度に公定価格の償借料加算が改定されたが、A地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、償借料の高い大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きいが、特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|--|-----------|--------------|---|---------------------------|--|---|---|
| H29 | 262 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪府、神戸市、関西広域連合 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 保育士修学資金貸付等制度実施要綱 | 就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実 | 保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、離職後1年未満等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。 | 保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象者要件が、現在「(保育士登録後1年以上かつ、「離職後1年以上」)又は「勤務経験のない者」となっているため、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できない制限となっており、喫緊の課題である保育士確保の目的には十分に活用できない。 | 6【厚生労働省】 (39)保育士修学資金貸付等制度実施要綱 (39)保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平成28厚生労働事務次官)のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に実行。 |
| H29 | 263 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9 児童福祉法施行規則第1条の2の6及び7、第1条の3、第1条の4 子育て短期支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成26年 雇児発0529第14号) 里親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成20年 雇児発第0401011号) | 子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和 | 子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるように制度の見直しをされたい。 | 府内の子育て短期支援事業実施市町村の割合は、被災孤児の保護・収容を目的とした児童養護施設等が他府県と比べ充実していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多いため、児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置入所等で常に満員であり、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。 また、府内における児童養護施設等の多くは里親のリクルーティング・マッチング支援機能を広域的に発揮できる体制に欠け、施設としてできる範囲は、施設近辺の関係性のある里親に対して登録していることが限度であり、仮に市町村を跨いだ施設を介した里親へ委託を行ったとしても、利用者は遠方まで児童を送迎しなければならず負担が強いられる。 そもそも、府内の児童養護施設等には他地域に比べて、府内の市町村の上り半分は児童福祉施設等が存在しない。このような中、民間に実施施設を持たない市町村が、市町村域を跨いだ施設を介した形式で、里親に委託する事業の活用は、極めて困難である。 | 6【厚生労働省】 (31)児童福祉法(昭22法164) (31)子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施設について、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 264 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪府、堺市、関西広域連合 | 総務省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条 | 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大 | 一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされた。 | 【現状】 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工物物であつて居住その他の使用がなされていざいことが常態であるものと規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができません。登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができません。改善の働きかけの实效性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としていない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体はある。 しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---|---------------------|--------------|---|---|---|--|---|
| H29 | 265 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市 | 個人情報保護委員会、総務省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合かつ計画的に実施するための基本的な指針(3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条 | 空家等対策の推進に関する特別措置法における所有者の所在を特定する手段拡大 | 所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づき市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。 | 【現状】 所有者等を通知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 この際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確定し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とこの解説書が提出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲が定かでない。 | 6【個人情報保護委員会(1)】総務省(5)【国土交通省(2)】 郵便法(第22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村等は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に必要な情報として郵便の転送情報を求める場合の取扱いについては、当該情報の伝書秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。 |
| H29 | 266 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律における固定資産税情報の利用 | 戸別訪問やダイレクトメールでの耐震化の普及啓発を行う際、建主所有者や建築年数の特定が困難な場合がある。普及啓発が容易とする「空家等対策の推進に関する特別措置法」と同等に固定資産税情報の利用を「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に位置づけること。 | 対象となる昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発を行うためには「建築年」と所有者特定が必要となるが、府内には対象となる住宅が351万戸あり、その特定に時間と手間を要する。 多数の者が利用する建築物は府内に約5万棟あり、耐震化の調査はその建築物の所有者に対しアンケートを郵送し耐震化の必要性を普及啓発しているが、宛所漏れで所有者にアンケートが届いていない建築物が約2,900棟あり普及啓発ができていない。 | |
| H29 | 267 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 富山県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | 鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 第3 | 鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し | 鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分するよう、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害対策の効率的な推進が可能となる制度とすること。 | 鳥獣被害対策は市町村等が作成する被害防止計画に基づき、①侵入防止柵の設置等による被害防除(整備交付金対象)、②線柵柵等の設置等による生息環境管理(推進交付金対象)、③有害捕獲(推進交付金対象)の3つの取組を総合かつ計画的に実施することを目指す。しかし、整備交付金(ハード)が個別に配分され、交付要綱において、相互間の連携が図られていない。計画的に鳥獣の配分に関与した場合、例えば有害捕獲経費が不足し捕獲が進展しないなど、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組の推進に支障が出る。 なお、農山漁村地域整備交付金では、農林水産業の基盤整備について、都道府県の裁量による農・林・水横断的な予算配分が可能となっており、農山漁村地域の総合的な整備に効果を上げている。 | |
| H29 | 268 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 兵庫県、川西市、三田市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別表放課後児童健全育成事業費等(1)ニ | 放課後児童健全育成事業等補助時間を超過し、かつ18時間を超過する時間という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。 | 放課後児童健全育成事業の長時間開所(平日)の「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。 | 【現状】 平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時間が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】 本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くを終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに答え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタタンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所を受け資金等の指導員の待遇を見直しといった地域もあるが、平日1日5時間を超えという要件がネックとなっており、加算を受けられない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。 ・川西市…施設数:25施設、開所時間:下校(概ね13時)～17時(時間延長18時30分まで) ・三田市…施設数:30施設、開所時間:下校(概ね13時)～16時(時間延長19時まで) ※本県の895施設のうち加算されている施設は60施設(川西市と三田市は10)。 | |
| H29 | 269 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 兵庫県、洲本市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱4 実施方法 ・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項 | 放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件緩和について | 放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所している」という要件を、放課後児童クラブの原則開所時間である「3時間を超えて」に緩和すること。 | 【現状】 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。また平成29年3月に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。 放課後児童支援員等処遇改善等事業に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員や資金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件となっており、長時間開所する場合に限られている。 【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な資格者を呼び寄せ、処遇改善が急務となっている。 洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は33人となっているが、週休日の代替員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案する上十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を譲らざるとうとすると、支援員等に長時間労働を強いことになるため断念した。 | |
| H29 | 270 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 兵庫県、洲本市、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱」 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領別表2「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」6.(2)カ | 学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)にかかる補助対象の明確化 | 放課後子ども教室における教育活動サポーターに係る経費について、自宅から教室までの経費への補助は、要綱「原則」除外されているが、原則の例外として校区内で教育活動サポーターを確保できない場合は対象となることを明確化すること。 | 【現状】 本市では、様々な学習や体験・交流活動を行うとともに、子どもたちにとって安全で健やかな居場所を提供するため、教育活動サポーターとして地域住民の参加を得て、放課後子ども教室を運営している。 放課後子ども教室の運営費については、財政支援措置が講じられているが、教室の様々な活動を行う教育活動サポーターに係る授業・交通費については、「原則」補助対象とされていない。 【支障事例】 事業の運営に際した地域住民の参加が重要と考えるが、地域によっては教室が設置されている小学校区内で教育活動サポーターを確保することが困難な場合があり、サポーターが自らの存在する小学校区を超えて遠隔地の教室に移動することを余儀なくされている状況が生じている。そのため、ほぼ毎日開所している教室の実施に当たっては、本人の交通費負担が大きな課題となっている。国において放課後児童健全育成事業の一環として放課後子ども教室の拡充を進めており、平成20年度には全国で、000以上の開所を目標としている。しかし、地域によっては、小学校区内で教育活動サポーターが確保できず、小学校区外に居住する人材にお願いする場合や、そもそも小学校区が広く、どうしても交通費がかかってしまったり地域もあると思われる。このような国の方向性と事業実施が困難な地域があることを踏まれば、「原則」の例外として認められるべきものであることから、原則の例外として当該事例が対象となることを明確にしたい。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---|-------|--------------|--|--|---|--|--|
| H29 | 282 | 10.運輸・交通 | 都道府県 | 兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 小型船舶の登録等に関する法律第29条 | 地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とする。 | 【現状】 放置船舶は、航行被害や高潮時の流出といった問題を引き起こすため、本県では、「フレッジャーボート」による公共水域等の利用の適正化に関する業務に限定して取り扱っている。(平成29年度フレッジャーボート全国実態調査 兵庫県内のフレッジャーボート等登録対応能力も24艇) 放置船舶の適正留置を推進するには、小型船舶登録事項証明書で所有者氏名、住所等を確認する必要があるが、交付を請求する者(国及び一部の独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(日本小型船舶検査機構 一部事項証明(1,100円)、全部事項証明(1,350円)) 【支障事例】 小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得であらながら対応が異なっている。 手数料について当初から予算措置されていたが、新たな放置船が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることによる。 また、フレッジャーボートと漁業者が漁場トラブルとなったため、当該フレッジャーボートの所有者を小型船舶登録事項証明書で確認し必要な指導を行おうとしたが、予算が措置されておらず、迅速な対応ができなかったという事例もある。 なお、不動産に係る登記事項証明書や公使用途登録簿の謄本等の交付については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を要しない」と政令で規定されており、小型船舶についても同様の扱いとしていただきたい。 | 【国土交通省】 (23)小型船舶の登録等に関する法律(第13法102) 小型船舶の所有者に関する登録情報については、地方公共団体の意向を踏まえて、円滑な行政手続等の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が当該情報を取得できる仕組みを平成30年中に構築する。 | |
| H29 | 283 | 02.農業・農地 | 都道府県 | 兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 農林水産省 | B 地方に対する規制緩和 | ・農地法第5条第1項第7 ・農地法施行規則第33条第5号 | 土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外 | 地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とする。 | 【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地開用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合のみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法法人に基づき地方自治体が発立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能であるため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければならないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工費も高額になってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。 | |
| H29 | 284 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県 | 文部科学省 | A 権限移譲 | ・特別支援学校への奨学奨励に関する法律第2条、3条、5条 ・高等学校等奨学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、15条、17条、18条 ・高等学校等奨学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条 | 特別支援教育奨学奨励事業等にかかる業務の政令市への移譲 | 政令市における市立学校分の特別支援教育奨学奨励費、高等学校等奨学支援金、高校生等奨学給付金の各事業は、政令市と都道府県双方が内容確認しており、申請から支給決定まで時間がかかっていることから、これらの事務を都道府県から学校設置者である政令市へ移譲すること。 | 【現状】 特別支援教育奨学奨励費、高等学校等奨学支援金、高校生等奨学給付金の各事業における奨学のための必要経費の支弁、申請承認、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。 【支障事例】 平成29年度から県費負担職員制度の見直しが行われ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育奨学奨励事業等は未だ都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複することによる効率的な業務遂行の阻害が懸念されており、保護者からも1つ申請支給されるのかという問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育奨学奨励費:約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等奨学支援金: 約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学給付金:約1,000人 所要時間200時間 | 【文部科学省】 (10)特別支援学校への奨学奨励に関する法律(第29法144) (11)特別支援学校設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育奨学奨励給金については、支弁に係る事務負担の軽減策について、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16)高等学校等奨学支援金の支給に関する法律(第22法18) 市町村が設置した高等学校の生徒に係る高等学校等奨学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 285 | 11.その他 | 都道府県 | 兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | ・地方税法附則第7条第1項 ・地方税法施行規則第2条の4、第55号の7 ・「地方税法に関する取扱いについて」第2章249(6)、(7) | 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し | ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式を見直しすること。 | 【現状】 平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことがなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。 当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。 【支障事例】 同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載することが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならぬ場合は、作成の手段に加え、情報管理等の負担が増大している。 なお、通知書の交付単位の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすいと思われる。ただし、「名寄せの際に事務が複雑になる」、「複数の様式が存在する一覧表がミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能としたい。 【参考 洲本市申告特例通知書実績】 平成28年1月11日～12月31日 取得分 通知:5,051通(人)、660団体・区 添付作業時間 5,051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度 | 【総務省】 (9)地方税法(第25法226) (1)都道府県又は市区町村長に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除(ふるさと納税)の申告特例通知書の送付(附則7条)については、地方公共団体における事務の効率化を図るため、地方電子化協議会と協議を行い、地方ポータルシステム(LITAX)を活用して電子送付を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 286 | 11.その他 | 都道府県 | 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方自治法第291条の2、第291条の3 | 広域連合の規約の変更における大區長許可の撤廃 | 広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係府庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。 | 関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続きにより申請されていくこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が済まないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることいずれも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①については、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議が必要であるが、国に対しては報告でよいとされているお①について許可制とする理由はあからぬ。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたこと明らかである。また、②③については、提案募集方式や要請制により関係府庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までも必要がなく、届出で充分だと思われる。 | |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|---|-------|--------------|---|----------------------------|---|--|--|
| H29 | 287 | 11.その他 | 都道府県 | 兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | ・地域再生法第13条第1項 ・地方創生推進交付金制度要綱 ・地方創生加速交付金制度要綱 | 地方創生推進交付金の根本的な見直し | 1 地方創生加速交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の実施申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の明約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されたか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができること。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。 | 【現状】 地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一級行政区が平成20年度から平成27年度水事に懸念をもち、地方にとっては貴重な財源となっている。 しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず柔軟性が乏しく、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の判断が立ちにくいことと、地方主体の取組の実施が困難にしている。 【1の事例】 プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生加速交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するよう通知があったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされておらず、特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方側で予算措置せざるを得ない状況である。 また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに②市1島プロモーション事業を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されておらず、4月当初から事業が実施できない。 【2の事例】 本県から交付申請した「「兵庫県」を育成する教育の振興」や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。 | 【6内閣府】 (22)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。 (一)新規事業及び継続事業については、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 (二)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図ると、引き続き運用の改善を図る。 (三)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等を引き続き努める。 |
| H29 | 288 | 09.土木・建築 | 都道府県 | 兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 | 国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・測量法第21条第3項、第22条、第24条 ・地籍調査作業規定則第38条 | 四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への付与 | 1 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等使用不能となった場合、国有財産のため国土地理院による復旧を待たざるをえず、測量作業が遅れることがある。このため、柱石の復旧について、国に報告した上で市町村でも実施できるような権限を付与すること。 2 地籍調査終了後、国土地理院により座標とされる四等三角点があるが、地籍調査が完了しても測量の基準として四等三角点を使うことができる。このため、市町村が求める場合には地方自治体が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようにすること。 | 【現状】 基準点は測量の基礎として、公共測量、地籍測量、地殻変動観測等の他、都市計画等に必要の地区作成に使用される。そのうち、四等三角点は、国土調査による地籍測量のために設置されたものであり、地籍測量の基点(経度・緯度・標高の基準になる点)として使用される国有財産である。 このため、四等三角点を公共測量の基点として使用する際は、使用承認申請を国土地理院に届出することになっており、また、当該四等三角点に異状があれば現況調査報告書により報告し、工事等の支障になる場合は、移転の請求を行うこととなっている。 【支障事例】 四等三角点は、地籍調査完了後も、公共測量等の基準点として使われるため、亡失や傾斜、異常による使用不能は事業の支障が生じる。しかし、市町村が自ら復旧することができず、国土地理院が復旧を行うが、一ヶ月程度時間を要するため、地籍測量の作業等の遅延に支障を及ぼす。 また、地籍調査終了後、成果に何らかの異状がある等存続の必要性の低いものや費用対効果の観点から廃止することが望ましいと判断できるものは措置対象点となり、廃止が認められる。このため、市町村が測量において四等三角点を使おうとしても廃止点となっており使えないため、他の国家基準点の活用等測量の計画を見直す必要があることがある。 | 【6国土交通省】 (4)測量法(昭24法188) 四等三角点等の測量標については、異状があった場合(21条3項)の円滑な復旧及び地方公共団体による公共測量の円滑な実施に資するよう、異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要な手続、廃棄する場合(25条)の具体的な手続等について、地方公共団体へ平成20年中に周知する。 |
| H29 | 289 | 05.教育・文化 | 都道府県 | 北海道 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 博物館法第19条 | 公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認 | 国の観光ビジョンや成長戦略に呼应し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるように改正を行うべきである。 | 【博物館法をめぐる現状の観点から】 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。 【文化財の活用との観点から】 国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感のある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当てはめ、質の維持・高度化が必要。 【博物館のネットワークの観点から】 国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が登録博物館として連携することが必要。 | 【6文部科学省】 (9)博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光等の他の行政分野との一体的な取組により一層推進するため、地方公共団体の前倒しで条例により地方公共団体の長が所管することを可能とするなどについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調査結果】 地方からの提案等に「調整方針(協議決定)」記載内容 |
|-----|---------|---------------|---------|--|-------------|--------------|---|---|--|---|--|
| H29 | 290 | 03.医療・福祉 | 都道府県 | 和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大坂府、兵庫県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項 | 子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化 | 子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。 | 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度で支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるものとする。 なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の削減も少なからず期待される。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることで負担軽減の方が市町村にとってのメリットが大きい。 (参考)平成28年度の職権による変更認定件数 ○和歌山市・・・約1,300件 ○御坊市・・・117件 ○岩出市・・・247件 ○かつらぎ町・・・75件 | 【6内閣府】 (19)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定(19条1項)については、以下のとおりとする。 *平成29年度中に府令を改訂し、職権による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 *子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 291 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 船橋市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 生活困窮者自立支援法施行規則第5条 | 生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長 | 生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第9号を新設し、「市町に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支給が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。 | 生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりが不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみによって進められ、利用者にとって効果的な支援を行うことができていない。 なお、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は18名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名。障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名である。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。 | 【6厚生労働省】 (33)生活困窮者自立支援法(平25法105) (1)生活困窮者就労準備支援事業(2条4項)の1年間以内の利用期間の制限については、短期間で中期的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意図がある一方で、長期にわたってこの状態が続いている者など、少しずつステップアップしている者もいることを考慮し、改めてセサメントを行い、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行し可能であることも認め、その取組を明確にする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 292 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 船橋市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 介護保険法第七十条の二 他 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十一条 他 | 介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定居宅サービスの指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用 | 介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定居宅サービスの指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用が可能となるよう見直しを求める。 | 現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならない規定されていることから、複数のサービス指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 | 【6厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (4)指定居宅サービス事業者の指定の更新(70条の2第1項)、指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(78条の12)において準用する70条の2第1項)、指定居宅介護支援事業者の指定の更新(79条の2第1項)、指定介護老人福祉施設指定の更新(86条の2第1項)、介護老人保健施設の許可の更新(94条の2第1項)、指定介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の11)において準用する70条の2第1項)、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(115条の21)において準用する70条の2第1項)、指定介護予防支援事業者の指定の更新(115条の31)において準用する70条の2第1項)及び地域支援事業の第1号事業(第1号介護予防支援事業にあっては、居宅支援被保険者に係るものに限る。)の指定の更新(115条の45第6項1項)については、指定有効期限が満了となっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援協議機関の指定の更新(60条1項)については、指定有効期限が満了となっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 |
| H29 | 293 | 01.土地利用(農地除く) | 一般市 | 松原市 | 国土交通省 | A 権限移譲 | 都市計画法第15条第1項 | 区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲 | 都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。 | 本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。 | |
| H29 | 294 | 02.農業・農地 | 町 | 多可町 | 農林水産省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 | 市民農園を開設できる者の要件の緩和 | 法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。 | 現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってほしいことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体に農地の貸付等の行為ができます。市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には積極的である。 | 【6農林水産省】 (7)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平元法58)及び市民農園整備促進法(平24法44) 市民農園の開設の申請については、代表者の定めのある法人格なき団体が申請を行う場合、社団法人において、その代表者がその団体を代表して市民農園の開設の申請を行うことができると及び当該申請において市町村等が確認すべき事項並びに代表者が変更になった場合には市町村等に代表者の変更の届出を行うこと行政上の手続を完了できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|-------------|---------|------|-----------------|--------------|---|---|--|--|---|
| H29 | 295 | 06.消防・防災・安全 | 中核市 | 豊橋市 | 内閣府、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | ・防災のための集団移転促進事業に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号 | 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件の緩和 | 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。 | 防災(集団移転促進事業)として(国庫補助)を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とされない。 ※南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。 | |
| H29 | 296 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 和歌山市 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年9月3日8「自治体向けFAQ」第15項目、206 | 認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消 | 地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消 | 認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に委託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることがないよう強くお願いすると、市町村に対して事実上義務付けがされている。 FAQによれば、「認定こども園・幼稚園(保育所)と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほぼ同一であるが、外観上、利用者から見たら違いが明確でないため、混同を招いている。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を配置していきたい」と考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援施設」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等について、明確化された。 | 6【内閣府(3)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭25法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第117号)及び子ども・子育て支援法(平成25年法律第59号)及び児童福祉法第66条の3第6項を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。 |
| H29 | 297 | 11.その他 | 中核市 | 郡山市 | 総務省 | B 地方に対する規制緩和 | 「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第2-3(1)及び(2) 転入後に交付申請を行った者に係る個人番号カードが転出市区町村長官に送付された場合の事務処理について(平成28年2月4日付総務省第18号通知)」「個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付済のものとみなす事業」に係る情報提供及び市町村で実施する対応について(平成28年9月21日付事務連絡)」 | マイナンバーカード申請受付の条件緩和 | 通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にする。 また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない。住民への連絡も行われていたため、混乱が生じていることから、申請を受付けられない場合は、不備の連絡を住民に行うようにする。 | 【制度改正の経緯】 ・転居等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書最新でない申請書IDが記載された申請書で、住民の申請を行うマイナンバーカードが作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市区町村を跨ぐ異動後に、転入前に通知カードとともに送付された最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市区町村へ送付され、転入前市区町村が転入市区町村へ、当該カードを複製した旨を連絡する等事務が煩雑となっている。 また、外国人住民による在留期間更新前の交付申請について、在留期間更新前に作成された通知カード付属の申請書を用いた申請については受付可能である。しかし、在留期間更新を迎え在留期間を更新した後に、既に送付されている申請書で交付申請を行い、かつ、同時に市区町村側が当該住民の申請書IDを更新した場合は、JISから当該住民の情報提供を受け、市区町村がJIS→在留期間等満了に伴う申請依頼を行ったとしても、当該住民の申請が受け付けられず、同通知のサービスが利用できない。 【支障事例】 (住民側) 上記よりカードを申請したが作成されない住民が出ている(月10件程度) (市区町村側) 住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生している。外国人住民が入国管理局等で行った在留期間更新の手続を行った際、市区町村窓口を経由しないため、通知カードに付属するマイナンバーカード申請書が使用不可になったことを口頭で伝えるメッセージが存在しない。 | 6【総務省】 (15)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (4)氏名・住所等の記載事項変更後、通知カードに付属する交付申請書を利用して個人番号カードを申請した場合については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、交付を可能とする方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、手書き用申請書を利用して個人番号カードを申請した場合であっても、当該申請書の記載に不備があった場合については、不備と判断する理由を明記した書面等により地方公共団体側でシステム機能から住所市区町村(特別区を含む。)への情報提供を行うこと等により、両者が連携して申請受付事務を円滑に行えるよう対応方針の改善が努められる。 |
| H29 | 298 | 03.医療・福祉 | 中核市 | 郡山市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 生活保護法第78条の2 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社保保発023第1号)(第1次改正平成26年4月25日社保保発0423第4号)(第2次改正平成28年3月31日社保保発0331第3号) | 生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金等との調整 | 生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金等との調整の中で定められている上限について、保護受給者の同意と福祉事務所判断があれば数量を加えらるようになり、 | 生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社保保発023第1号)原生活労働省社会・援護局保護課長通知」により上限が定められているが、保護受給者が上限以上の金額を返還する意思がある場合でも、保護金等との調整を行うことができず、納付書によって定めなくてはならない。 また、納付書、随書携帯、傷病手当が8割を占める生活保護受給者がわざわざ無理をして毎月見直し金額機関(納付書)を特約の上で納付することなどともな、福祉事務所において、納付書の作成や送付事務が発生すると、非常に大きな負担が生じている。 また、納付書がない場合には、電話や訪問による催告や督促状の送付など、新たな業務が発生するほか、当初の計画通り納付がなされず、期間が長期化することもある。さらに複数携帯の場合、取替費負担が一律の上限が示されているため、多数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によらざるを得ない。 | 6【厚生労働省】 (15)生活保護法(昭25法144) (4)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申し出に基づく保護費からの徴収については、保護の実施機関が生計状況等について把握した上で、生活の維持に支障がないと判断される場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社保保発023第1号)」に記載されている保護金と調整する金額の上限に比べた場合、柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。 |
| H29 | 299 | 08.消防・防災・安全 | 町 | 岩泉町 | 内閣府 | B 地方に対する規制緩和 | 災害弔慰金の支給等に関する法律第10条 | 災害援護資金の貸付利率 | 災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合ふものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収していること。 この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。 | 岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。 | 6【内閣府】 (14)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 |
| H29 | 300 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 直方市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱 | 一時預かり事業に係る人員基準の見直し | 一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し | 一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とするのが一般的だが、当市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できていない。 そのため、市の単費で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14施設中1施設しか実施できていない状況にある。 平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ20件であり、「就職面接があり、他に預かりを行うかでない」等の理由で利用されており、突発的に需要が生じた際に必要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置要件を確保することと苦慮している。 例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員が加配(配置基準より多く配置)されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるように求める。 ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名 ②子育て支援研修修了者1名 | 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (4)一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)36条の3)については、1日の子どもの入人数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等の同一の場合において、保育所等を利用する子どもと同日で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|----------|---------|------|-----------|--------------|--|--|---|---|--|
| H29 | 301 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 東近江市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助に、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、多様な保育促進事業の実施について | 医療的ケア児保育支援モデル事業における補助要件の緩和 | この事業は、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の用の補助されるが、看護師は必要に応じて派遣を行うとされており、医療的ケア児の体調等が変化する可能性があるため、看護師を保育所等への「常駐」とする形が必要であること、これに對して補助をお願いしたい。 一方、民間保育所等が直接看護師を雇い上げた場合は補助対象外となるため、医療的ケア児の受入れを行う民間保育所等が自ら看護師を雇い上げた場合も、補助対象としていただきたい。 | 家庭の事情や体調不良等で、医療的ケア児が保育所に不在の場合は、看護師の配置は不要ではあるが、例えば保護者の都合により、急に保育所等で受入れを要望された場合の体制を整えておく必要があると考えられる。 また、地方公共団体が雇い上げた場合を対象としている事業ではあるが、民間施設でも対象となることで、地域の保育の質の向上に寄与すると考える。 | |
| H29 | 302 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 出雲市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第62号) 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」 | 中学校卒業後について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能なこと | 中学校卒業後について放課後児童支援員として勤務できるような見直し | 放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修を受講しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格研修を受講するための基礎資格を有しない者資格者は、①高等学校卒業等であったり、2年以上かつ、000時間程度放課後事業に従事したの②高等専門学校卒業等であったり、2年以上かつ、000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者、市町村長が適当と認めたものを放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められている。 ○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなくてはならない。子どもに寄り添い、指導力を発揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの経過措置期間終了後に安定的な現場運営体制を確保することができるの非常に不安視している。 ○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持った子どもととての居場所であり、放課後児童支援員には、子どもの受け入れにあり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。 | 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164)(注)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験が求められ、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大するとし、平成29年度中に省令を改正する。 |
| H29 | 303 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 出雲市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第62号) 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」 | 児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和 | 児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和 | 放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。 放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間所を定めるコースが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。 児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が373万1434人いる。当前においては、おこなう放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識やスキルを有している。 「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&A)において、認定資格研修を受講しうとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすこととされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることが、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考える。 児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。 | 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164)(注)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の受講については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成29年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度中に必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 304 | 05.教育・文化 | 町 | 添田町 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導について(平成29年8月5日府保健第181号) 文化財保存事業費関係補助金交付要綱 指定文化財管理費国庫補助要綱 | 国指定重要文化財の保存修理工事を行う「主任技術者」(既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化) | 国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理工事を行う場合には、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。 また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導について(平成29年8月5日府保健第181号)の二)においては、主任技術者について、承認を受けた者の属する団体が定められており、この団体以外については、必要に応じて補助事業ごとに承認を行うこととされているが、既承認団体に委託する際の設計監理費は、通常の建築工事に比べて著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されないため、予算執行上の説明責任が厳しくされている。 一方で、補助事業ごとに「主任技術者」の承認を得るためには、重要文化財建造物の修理又は施工監理等の「実務経験年数を満たす必要があるが、実質的に既承認団体の在籍者(過去に在籍していた者以外承認基準を満たすことができず、新規参入の障壁となっている)でなければならぬと思われる。 そのため、国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理工事を行う場合、「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化が必要である。 | | |
| H29 | 305 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 千葉市 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成29年3月13日厚生労働省令第28号)第15条第2項第6号及び第3項第2号 | 障害児者の相談支援における福祉サービス利用の際における相談支援のアセスメント及びモニタリング実施場所の規制緩和 | 福祉サービス利用の際における相談支援のアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が直接できるようにすることを求める。 | 障害児者の自立した生活を支えるためには、中立、公正な第三者によるケアマネジメントが必要となるが、事業者の参入が少なく、全ての利用者に対して適切なケアマネジメントが実施できていない。 また、相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施について、利用者が通所している事業所での面接を希望することがあるが、アセスメント及びモニタリングと利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設(障害児相談支援にあつては居宅のみ)での面接を行うこととされているため、通所している事業所で行うことができず、相談支援専門員が現場に支援が生じている。 | 6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| H29 | 306 | 03.医療・福祉 | 指定都市 | 千葉市 | 法務省、厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成29年8月17日 社保発0817第1号) | 入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。 | 入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。 | ○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続において、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、本人が資料を用意できなかったり、提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。 ○厚生労働省の通知によれば、切迫した状況の中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は、申請を却下しでも差支えないとされているが、外国人に対する生活保護の支給は、あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており、生活保護支給の対象となる外国人は、憲法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると、在留資格取得時の資産状況等と生活上に困窮している現状の双方を総合的に勘案して、支給の要否を決定する必要があると考えられている。 ○このため、 ・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たした点。 ・当該外国人から提出された立証資料に満たない点。 などを確認したいと考えているが、現行の法規定では、当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確保し入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。 | 6【法務省(4)】【厚生労働省(35)】 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置生活上に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、保護の実施機関が、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に対する事務手続を行うに当たり、地方入国管理局に対して当該外国人が在留資格の取得の際に提出した立証資料の提供を求めた場合において、地方入国管理局では行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平15法58)8条2項3号に基づき当該資料の提供が可能であることについて、地方入国管理局及び地方公共団体に平成29年申に通知する。 |

| 年 | 年度別管理番号 | 分野 | 提案団体の属性 | 提案団体 | 関係府省 | 提案区分 | 根拠法令等 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 | 【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 |
|-----|---------|---------------|---------|--|--------------------------|--------------|--|--|---|---|---|
| H29 | 307 | 03.医療・福祉 | その他 | 北播磨こども発達支援センター事務局わかあゆ園 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第26条、医療法第21条2、医療法施行規則第21条の2 | 医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和 | 現在兵庫県でも医師不足が深刻な状況の中、当該施設は北播磨圏域に所在し、88名に達する医師が常勤で勤務しており、後継者が不足する状況である。兵庫県や近隣の病院等へ非常勤医も含めた医師を依頼するも、見つからず、当該常勤医が欠けた際、現在のような勤務体制を維持することは極めて困難な状況であり、近い将来閉鎖もしくは福祉型への変更を余儀なくされることとなる。若くすれば医師に転換する等の調整は行えず、成長期の子供の療育が出来なくなる。また、福祉型へ移行すればドクターの指導の下の療育は行えないこと、外来児の受け入れや訓練が出来なくなるとし近隣に外来を受け入れてくれる場所もない。また、医療型の継続が不可能となれば、近隣の同様の施設はなく、放課後等デイサービスへの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は設備においては受け入れを困難としている。その上、医療型から福祉型への変更の場合、保育、療育、診療、摂食介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようとするならば所から30分を保護者が児童を連れて走り回ることとなり負担はもとより不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。従って、北播磨圏域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当該地の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。 | 6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)医療型児童発達支援(6号の2の第2第3項)の医師の配置については、以下のとおりとする。 医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医師の配置要件等の整合性等を考慮しつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | |
| H29 | 308 | 03.医療・福祉 | その他 | 北播磨こども発達支援センター事務局わかあゆ園 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号 | 障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和 | 当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うため、保育・給食・送迎等の支援サービスに加え、治療(診察、リハビリテーション)を行っているところである。上記の診療報酬の算定方法の規定により、常勤医師一名が必要となる。当該地域には、当該施設以外の障害児リハビリテーション料を設けている施設が近隣になく、当該施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の維持は重要となる。当該施設の事情では、施設の常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足による後任者不在により、施設の維持が困難となっている。従って、北播磨圏域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当該地の実情を勘案し、障害児(者)リハビリテーションの施設基準について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。 | 6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (2)障害児(者)リハビリテーション料の施設基準については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源の有効活用などを考慮し、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保し、常勤医師の配置に関する施設基準の在り方について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | |
| H29 | 309 | 03.医療・福祉 | 一般市 | 日田市、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵崎市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町 | 厚生労働省 | B 地方に対する規制緩和 | 健康保険法第61条、国民健康保険法第67条、船員保険法第51条、国家公務員共済法第48条、地方公務員共済法第51条、高齢者の医療の確保に関する法律第62条、平成26年12月5日付厚労省通知(保国初1205大1号) | 保険者間調整の義務化 | 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過調調整について、平成27年より保険者間において直接処理できる措置が講じられたが、いまだ多くの保険者で調整ができていないため、これを義務付け、そして被保険者からの苦情の届出を待つ平準に調整ができるように、関係法令の改正と、平成26年12月5日付厚労省通知を見直すこと。 (被保険者間調整の義務付けとは、当該過調調整について保険者間調整で処理することを義務付けるものではなく、過調調整の相手方保険者から要望があった場合において、当該要望に応じることが義務付けことである) | 【支障事例】 健康保険加入(脱退)の届出の遅れにより、旧保険で医療機関を受診した際の保険者負担医療費の調整について、国民健康保険以外の保険(協会の加入等)では、資格取得後保険証交付まで1か月以上の日数を要する。新しい保険証がまだ届かない間は国民健康保険証を使って受診することになり、後日保険連合会を結成した医療機関からの請求により無資格での受診が判明する。 この場合、保険者から医療機関に対して、レセプトの差し替え(返戻)を依頼して、医療機関から新保険者に提出していただきたいが、全てには対応できていない。 そのため、被保険者からの同意を得て保険者間調整を行うこととなるが、この場合も調整に応じない保険者があり、被保険者に保険者負担分全額を一旦負担してもらわなければならない。請求手続きも煩雑な上、時間を要する。さらに、過調の異動があった場合には、被保険者は多額の費用を準備する必要も生じる。また、被保険者からの同意書の提出がない場合は手続きを進めることができない。 | |
| H29 | 310 | 01.土地利用(農地除く) | 一般市 | 中津川市 | 内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省 | B 地方に対する規制緩和 | 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン | 所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの簡素化を求め、 | 公共事業に係る用地取得の際、3代目より相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地籍図面等が所有不明のままでは土地利権を確定し、必要な手続きの簡素化を求め、 | 道路整備事業による用地取得の際、3代目より相続登記がなされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを提しているところであるが、実態としては、手続的(国庫補助法に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)を、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事柄から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。 | 6【内閣官房】(2)【総務省(17)】(5)【法務省(5)】(5)【農林水産省(16)】(1)【国土交通省(29)】 所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取得する場合の手段を合理化するとともに、一定の公共性を持つ公共事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 |
| H29 | 311 | 05.教育・文化 | 一般市 | 塩尻市 | 文部科学省 | B 地方に対する規制緩和 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条 | 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査の明確化 | 教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。 | 【経過】 行政不服審査法(送条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁として「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正後の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に・・・の部分」が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となった。 一方で平成26年7月17日文科科学省初等中等教育長通知では「・・・教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場である・・・教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が現行の法によりも解除である。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の告示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明確な状態であるが、国政のため行政不服審査法が十分に機能していない。 また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。 【全国の実況】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分を審査庁を教育委員会としている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。 | 6【文部科学省】 (12)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の審査の在り方を含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |